

平成28年第3回竹原市議会定例会議事日程 第3号

平成28年9月13日（火） 午前10時開議

会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 今田 佳男 議員
- (2) 松本 進 議員
- (3) 宇野 武則 議員

平成28年9月13日開議

(平成28年9月13日)

議席順	氏名	出席
1	今田佳男	出席
2	竹橋和彦	出席
3	山元経穂	出席
4	高重洋介	出席
5	堀越賢二	出席
6	川本 円	出席
7	井上美津子	出席
8	大川弘雄	出席
9	道法知江	出席
10	宮原忠行	出席
11	北元 豊	出席
12	宇野武則	出席
13	松本 進	出席
14	脇本茂紀	出席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 西口 広 崇

議会事務局次長 住田 昭 徳

説明のため議場に参加した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	吉 田 基	出 席
副 市 長	細 羽 則 生	出 席
教 育 長	竹 下 昌 憲	出 席
総 務 部 長	谷 岡 亨	出 席
企 画 振 興 部 長	中 川 隆 二	出 席
市 民 生 活 部 長	宮 地 憲 二	出 席
福 祉 部 長	今 榮 敏 彦	出 席
建 設 部 長	有 本 圭 司	出 席
教育委員会教育次長	久 重 雅 昭	出 席
公 営 企 業 部 長	谷 岡 亨	出 席

午前9時55分 開議

議長（北元 豊君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

お手元に議事日程表第3号を配付致しております。この日程表のとおり会議を進めます。

昨日に引き続き一般質問を行います。

日程第1

議長（北元 豊君） 日程第1，一般質問を行います。

順次質問を許します。

質問順位4番，今田佳男議員の登壇を許します。

1番（今田佳男君） 議長の許可を頂きましたので、発言通告に基づきまして、5点、一般質問をさせていただきます。

1、竹原市教育大綱について質問します。

竹原市教育大綱では、学校教育の充実、豊かな家庭づくりと青少年の育成、生涯学習の推進、スポーツ、レクリエーションの振興、歴史、文化の保存、継承、活用が5つの柱とされています。

そのうち、学校教育の充実の重点施策では、充実した教育環境づくりで、小中一貫教育の推進が掲げられ、忠海学園、吉名の義務教育学校と推進されています。1月に開催された特色ある学校づくり報告会では、中学校区内の連携の実践報告を聞くことができました。広島県知事は、広島県の教育に関する大綱の公表の際、オール広島での教育を推し進め、日本一の教育県を実現したいと述べられました。

竹原市で現在推進されている小中連携に加え、今後は高校との連携を検討されてはいかがでしょうか。県内では地元の高校を存続させるべく、懸命の取組をしている地域もあります。竹原市内には、歴史と伝統のある県立高校2校がありますが、生徒数が極端に減少すれば、統合を検討される可能性もあるのではないのでしょうか。地元の高校との連携をより深める必要があると思いますが、お考えをお聞かせください。

2番目に、熱中症対策について質問します。

8月17日、奈良県で中学1年生の男子生徒がクラブ活動の練習中に熱中症の症状を訴

え、病院に搬送されたが死亡したとの非常に悲しい報道がありました。近年の夏は、私が若いころ経験した暑さと違い、異常と思われるような状況です。

小中学校の暑さ対策、熱中症対策の現状をお聞かせください。

尾道市では、小中学校にミストシャワーを設置していると聞き、先日訪問し、設置の状況、効果、デメリットなどを説明して頂きました。訪問した小学校では、児童が校庭から教室に入る時に、ミストシャワーの下を歩くような設置がされており、ほてりがとれる、教室に入った後も涼しさが持続する、視覚的に涼しく感じられるなどの効果があり、設置費用も安価であったと聞きました。今後、竹原市でも検討されてはいかがでしょうか。

3番目に、ふるさと納税について質問します。

竹原市のホームページで、ふるさと納税、頑張れ！たけはらを見ますと、ふるさとチョイスのページに移動することができます。前年度の寄附金額は386万4,000円と、従来と比較して大幅に増加しています。また、寄附に対する感謝の気持ちとして、1万円以上の寄附をして頂いた市外在住の方にお礼の品をお送りしていますとして、1万円以上、2万円以上、5万円以上、10万円以上、60万円以上、100万円以上の金額ごとに、多数の地元産品などが掲載されています。希望多数により品切れとなったものもあり、地元産業の育成にも貢献しているようです。苦勞された担当者の努力の成果があらわれており、今後も期待できるものと思います。

今年度の寄附金額の状況、寄附金の活用状況、今後の取組方針をお聞かせください。

4番目に、ごみステーションの設置、ごみの減量化について質問します。

平成29年1月から、ごみステーションの乱雑化の防止、ごみ収集作業の迅速化と安全の確保などを目的とした、家庭ごみの指定ごみ袋制度が実施されます。現在、各公民館で説明会が行われています。ごみステーションの問題は、各自治会で大変苦勞されているようです。道路上に網を置き、四隅をれんがで押さえて、ごみステーションとしているケースも見かけます。

早急に改善すべきと考えますが、対策を検討されているでしょうか。

先日、東広島市で行われたごみの減量と家庭ごみの有料化を考えるという講演を聞き、東広島市もごみの減量化に苦勞されていることがよくわかりました。その中で、ごみの減量化対策として、集団回収、埼玉県多摩市の段ボールコンポストなどが紹介されました。

現在、検討されている減量化対策をお聞かせください。

5番目に、地方公務員法の改正について質問します。

改正された地方公務員法第23条の2第1項では、職員の執務については、その任命権者は定期的に人事評価を行わなければならないとされています。

竹原市では、改正前の勤務成績の評定とどのような違いがあると認識され、どのような人事評価制度を設けられておられますか。また、人事評価をどのように活用されようとしておられるかお聞かせください。

以上、壇上での質問を終わります。あとは、答弁によりましては自席で再質問させていただきますので、よろしくお願いします。

議長（北元 豊君） 順次答弁願います。

市長。

市長（吉田 基君） 今田議員の質問にお答えをさせていただきます。

1点目及び2点目の御質問につきましては、教育長がお答えを致します。

まず、3点目の御質問についてであります。ふるさと納税制度の取組につきましては、平成27年度に寄附金に対する返礼品を用意していることを情報発信するなど、周知内容の見直しを行い、今年度においては、返礼品の選択肢を約90種類に増やすとともに、ふるさと納税の専用サイトへの登録を行うなど、取組の強化を図ってまいりました。加えて、国において、寄附金控除の上限額の引き上げや、申告手続の簡素化など、本制度の普及促進が図られたこともあり、本市の寄附件数及び金額は大幅に増加している状況にあります。

具体的な寄附件数及び金額につきましては、平成28年9月1日時点で入金されているもので506件、858万円となっております。これまでに寄せられた寄附金につきましては、竹原っこ夢プロジェクトの財源として活用を図るとともに、一部を地域振興基金に積み立てを行っており、活用可能な寄附金額が増したことを踏まえ、今後も寄附者の意向に沿いながら、市の活性化に向けた、より有効な活用方法を検討することが必要であると考えております。本制度におきましては、自治体間における競争激化や制度創設当初の目的から離れてきているなどの現状から、様々な議論が生じているところでありますので、本制度に対する国の動向を注視しながら、本市における地域産業の振興や財源確保に向け、引き続き有効な制度、運用を図ってまいりたいと考えております。

次に、4点目の御質問についてであります。現在、本市には自治会が設置及び管理している燃やせるごみ用ごみステーションが約800カ所、燃やせないごみ用ごみステーションが約600カ所あり、1自治会当たりの年間2基までごみステーションの現物支給、

または3万円まで原材料費の補助を行っております。これらのごみステーションは、自治会においてスペースを確保し、設置しているものや、スペースがないためやむを得ず道路上にごみネットを置いて使用しているものがあり、このうち道路上のごみステーションでは、車や歩行者が通行しにくいや、野良猫や野良犬、カラスなどがごみを荒らすなどの指摘を頂いているものもあります。こうした状況を踏まえ、現行の補助制度のほか、他市の事例を参考に、折り畳み式のごみステーションの支給などを検討しているところであり、ごみステーションの美観の向上、良好な衛生環境の確保、家庭ごみの収集効率の向上に努めてまいりたいと考えております。

ごみの減量化につきましては、これまで本市ではごみの減量及び資源化を推進するため、電動生ごみ処理容器購入補助や資源ごみ回収事業報奨金などの施策、広報紙などによる啓発を行ってまいりましたが、さらなるごみの減量及び資源化に向け、平成29年1月から、家庭ごみの指定ごみ袋制度を導入することとしております。また、この指定ごみ袋制度の導入にあわせて、これまで取り組んでまいりました3R、リデュース、リユース、リサイクルの取組を促進するため、各家庭でできるものとして、生ごみの水切りを十分に行うこと、包装紙や菓子箱などの資源化などについて説明会や出前講座などで説明し、ごみの減量及び資源化に対する意識の向上を図るとともに、広報紙、ホームページ、ケーブルテレビなどを活用し、啓発を進めているところであります。

次に、5点目の質問についてであります。行政ニーズが複雑かつ高度化し、多様化していく中で、住民の期待に応え、真に住民本位の良質で、効率的な行政サービスを提供し続けていくための人事管理の基礎となるものとして、従来の勤務評定にかえ、能力及び実績に基づく人事評価制度が導入されたものであります。これまでの勤務評定につきましては、評価内容にわかりにくい点があったことから、新たな人事評価制度のもとでは、評価基準を明示した上で評価し、評価結果についても本人へ開示することにより、客観性や透明性を高め、人事管理の基礎となることが明確化されております。

本市における人事評価制度につきましては、昨年度に試行を行い、本年度から本格実施しており、自己改革を基本とした意識改革や能力開発に取り組むことはもちろん、市民にとって満足度の高い、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを可能とする組織力の向上も目指すこととしております。

人事評価で得られた結果につきましては、職員の計画的な人材育成に活用するとともに、職員自ら取り組む能力の支援に活用するなど、人事評価制度を本市の人材育成基本方

針に位置付け、体系的な能力開発につなげ、組織の士気や公務能率を高めることで、結果として住民サービスの向上につなげてまいりたいと考えております。

議長（北元 豊君） 教育長。

教育長（竹下昌憲君） 今田議員の質問にお答え致します。

まず、1点目の御質問についてであります。本市におきましては、竹原市学校教育ビジョンにおける重点項目として、小中一貫教育の推進、中学校区内の連携の充実を掲げ、9年間を見通した学力面、生徒指導面、体力面などの指導の徹底と、目標一元化を見据えた小中連携を推進しているところであります。

こうした中で、これまでも小中連携のみならず、小学校、中学校、高等学校の連携による教育実践を進めてきており、一例としましては、竹原小学校、竹原中学校、竹原高等学校の連携を通じて、キャリア教育の学習プログラムを作成し、小中高合同販売実習を実施致しました。地域に出かけて様々な人と触れ合う中で、竹原のまちづくりに人々がどのように関わっているかを理解するとともに、販売実習を体験することで、将来の夢や起業を思い描き、その達成に向けて計画を立てて努力していくことを学びました。現在では、高等学校の教員による中学校での授業実施、市内高等学校と中学校の教職員の人事交流、クラブ活動における中学生と高校生の合同練習、高校生による中学生への技術指導など、地元の高等学校への進学に向けた取組を進めております。

今後におきましても、地域のよさを一つの柱として、地元の子どもたちが地元の学校で系統的に学ぶことができるよう、小学校、中学校、高等学校の連携をさらに深めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の御質問についてであります。小中学校の暑さ対策、熱中症対策の現状につきまして、学校において熱中症事故を防止するため、気温、湿度などの環境条件に配慮して運動を実施するなどするとともに、水分を補給し、休憩をとりながら体育の授業や部活動等を行っているところであります。また、登校時や休憩時間における児童生徒への健康観察等を通じて健康管理の徹底を図っており、万が一熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、体温冷却や病院への搬送など、適切な応急手当て等の処置を行うよう指導しております。

ミストシャワーにつきましては、電気を使用せず、水道水を蛇口から直接ホースを使用してノズルから霧状に噴霧する装置であり、気化熱の作用で周辺の気温を3度程度下げることがあると言われております。これにつきましては、簡易なつくりであることから、設

置にかかる費用や水道料金等の維持管理費用が安価であり、低コストで設置することができるものであります。学校の校舎、屋内運動場の出入り口、渡り廊下などに設置することで熱中症事故の防止に効果があるものと考えられることから、現在一部の学校において試験的に設置しており、その効果を検証した上で、導入を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁を終わります。

議長（北元 豊君） 1 番今田佳男議員。

1 番（今田佳男君） それでは、再質問をお願い致します。

毎回一般質問を私させて頂いておりまして、今回から答弁時間も含めて90分ということで、質問を毎回させて頂くことを非常にありがたく思っております。

前回6月の一般質問で、一番最後に副市長と市民とのコミュニケーションの必要性ということでお話をさせて頂きまして、意見は一致したのだと思うのですが、現在水道料金の改定、指定ごみ袋制度、この2件について、各公民館を担当課の方が回られて説明会を開催され、市民に丁寧に説明をして頂いているということは存じ上げております。先日、西公民館の水道料金の改定の説明会がありましたので参加しましたけれども、29名の方がお見えになりまして、熱心な質問をされておりました。今後、今日の質問の中でも出てきますけれども、教育関係ではチーム学校、その他、民生では地域包括ケアシステム、こういうことは市民の皆さんの協力がなければ難しい課題ですけれども、こういったことが今からどんどん出てくると思いますので、市民に対して丁寧な説明をして頂くということは、最初をお願いしたいと思えます。

1 番の竹原市教育大綱についてということで、再質問をお願いします。

竹原市教育大綱は、昨年度、平成27年5月28日と平成27年11月16日、2回の総合教育会議が開かれまして制定されました。今回の質問については、内容が中高連携ということで少し限定をしていきますので、それをお願いします。

毎回、教育関係については、一般質問の中で現場の負担軽減ということをずっと取り上げてまいりました。6月には不審者情報に絡んで、電話対応について検討をお願いしたいということもお願いしました。当初質問の予定は、チーム学校等に絡みまして、スクールソーシャルワーカーの質問ということを考えておったのですけれども、8月に私の母校であります竹原高校の同窓会がありまして、その中で竹原高校と忠海高校の統合の話をする人がおりまして、また会のスピーチの中でも統合に触れるようなスピーチもありました。

急遽変更しまして、今回中高連携ということで質問をさせていただきます。

現状をまず把握ということなのですが、市内の中学生約半数が現在市外の高校に進学しているという現状だと思うのですか、こういった現状について、どのように思われているかをお伺いします。

議長（北元 豊君） 教育次長。

教育委員会教育次長（久重雅昭君） 市内の中学生の高校進学に関する御質問でございます。

確かに、ここ最近のデータを見てみますと、地元の中学生の約半数が市外の高校へ進学していると。約半数が市内の高校に進学しているといったような現状がございます。なるべく地元の高校へ進学するといったような取組が必要だというふうに考えておりますけども、これにつきましては、生徒、保護者の希望等もございますので、進学率を上げるというのは、なかなか容易ではないというふうに思っております。

こういった中で、これまでも市内の中学校と市内の高等学校が出前授業やクラブ活動における合同活動等、連携する機会をつくって、中学校と高等学校が同じ目線を共有し、教育活動を進めているところでございます。その活動や連携を通しまして、それぞれの高等学校の特色や学校生活の様子などを生徒や保護者に伝え、地元の高校の教育について理解をして頂いてきております。

今後も引き続いて、市内の中学校と市内の高等学校の連携を密にして、生徒の適切な進路選択の材料とするとともに、中学校におきましても適正な進路指導を行うことが重要であるというふうに考えております。

以上です。

議長（北元 豊君） 今田議員。

1 番（今田佳男君） 中高の授業、クラブ活動において連携、交流というお話を答弁頂いております。

20年前、私息子が剣道しておった関係で、当時竹原中学校の生徒だったのですが、竹原高校に有名な剣道部の先生がおられまして、竹原高校には剣道の生徒がいないということで、中学校の方も教えてもらえませんかということで、高校にお願いに行ったことがあります。2回ほど来て頂いたのですが、こういったこともやられておられるかということで、もし具体的にこういうことをしていますということがあれば、幾つか例を挙げて頂いたらと思います。

議長（北元 豊君） 教育次長。

教育委員会教育次長（久重雅昭君） 中高の連携の具体例ということでございますけども、市内の中学校、一部でございますけども、中学校におきまして高等学校教員による出前授業の実施、クラブ活動の合同実施を行っております。出前授業につきましては、中学校第3学年の生徒を対象に、実際に高等学校の教員による授業を通して、高等学校の授業や学校生活への見通しを持たせる取組を行っております。また、テニス部ですとか、バレー部などの運動クラブが高等学校のクラブと合同で練習をしたり、練習試合を行ったりしております。文化部におきましても、ブラスバンド部が地元高等学校のブラスバンド部の生徒と合同練習を行ったり、地域の行事で合同演奏を行ったりしているといったような状況がございます。

こういった交流を通して、地元の子どもたちが地元の学校で系統的に学ぶことができるよう、連携をさらに深めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（北元 豊君） 今田議員。

1番（今田佳男君） 先日、二、三日前だと思うのですがけれども、来年度の公立高校の定員の数の発表がありまして、市内2校は今年度と同じ状況ということで、当分今の状態が続くのかなとは思っております。

高校生に限らず、若い方に竹原市に関心を持って頂く、竹原市の担い手になって頂くという希望を持っておりまして、6月の一般質問では、放課後児童クラブの支援員に夏休みの大学生を採用して頂けませんかというお願いをして、何名か採用というか、実際に支援員となってくれた学生もいるように聞いております。

また、先日バンブー公園で行われました防災訓練、11時から防災講演会が体育館でありまして聞かせて頂いたのですが、三原市の防災士の方がお話しになりまして、昨年ちょっとお話出したのですが、三原市の第二中学校、ここでは中学生が地域の防災の担い手、中学校で防災の練習をやるというようなこともあります。

それから、土曜日にバンブーネットが先進的な取組として、徘徊模擬訓練、スマホを利用したような訓練がされました。その時のお話では、こういったことに先進的に取り組まれている大牟田市に視察に行かれるようなお話をされております。大牟田市は、昨年東広島市の講演会で伺いましたけれども、ここも中学生が地域の担い手です。中学生が地域を回って不備なことがあればいろいろ提言をして、その提言が実際に実現されたというよう

なこともあったと聞いております。

また、高校生に行きますと、高校生は、さっき次長お話しになられたように、ボランティア活動をかなり私各所で見ます。竹まつりとかイベントの音楽演奏、先日は相撲大会のアナウンスというようなことも、高校の生徒がしております。高校生は地域の担い手であるというふうに私考えておりますので、そういった子どもたちが市外へ行くことなく、市内にとどまるというような方策を考えて頂きたいと思っております。

もう一つ、選挙権年齢が18歳に引き下げられまして、先日参議院選挙が、国政選挙が初めて行われました。18歳、19歳の投票率なのですが、18歳の方が39.71%、19歳の者が30%、そのうち18歳、これただし書きですけれども、18歳のうち高校3年生と推定される者の投票率は57.89%というふうなデータも頂いております。こういったことも考えて、いろんなことに関心を持って頂くようなことを、教育委員会としては、高校の問題ということも出てきますので難しい問題もあると思いますし、先ほど言われたように、個人の希望もありますから、難しい課題だとは思いますが、連携強化は必要であると思っておりますので、今後も推進して頂くようにお願いします。

2番目に、熱中症対策について質問します。

熱中症対策、先日、竹原小学校の同窓会が行われまして、私同窓会の世話役になりまして、幹事会に行きますと、いろいろ希望が出てきまして、学校にクーラーをつけてくれんかというような希望が出ます。私剣道の手伝いもしていますので、剣道の大会がバンブー体育館で行われると、バンブーの体育館にクーラーをつけてくれんかという要望もあります。しかし、普通に考えて費用等を考えますと、当面難しいという状況で、何かないかなということでいろいろ探していますと、ミストシャワーの情報がありましたので、ミストシャワーということで調べました。近いところで、尾道市がミストシャワーを使っているということで、尾道の土堂小学校に、事務局を通じて了解をとりまして、視察というか行かせて頂きました。

大変、尾道市の教育委員会の方には丁寧に説明頂きまして、十分な資料も頂き、説明も十分して頂きました。安価ということで、つくるのもつくりやすいということで、導入されたというふうに聞いております。

それで、現在の竹原市の状況なのですけれども、学校の気温とか温度とか、子どもたちの生活条件ということになると思うのですが、学校の気温、温度などのデータ、こういったものは集めておられるようなことでしょうか。

議長（北元 豊君） 教育次長。

教育委員会教育次長（久重雅昭君） 学校の気温等のデータの収集ということでございますけども、これにつきましては、学校によって違いはございますけども、学校の方で気温等を毎日測定をしております。それによりまして、熱中症指数を超えたとかといったような場合には、校内放送による注意喚起を行ったり、あと運動を中止し屋内で過ごすといった対策をとっているといったような状況で、データとしては保存をしているといったような状況でございます。

議長（北元 豊君） 今田議員。

1 番（今田佳男君） さっき申し上げたように、いろんな要望が出まして、クーラーをつけてくれという一番端的な要望が出てくるのですけれども、対策を考えるのにデータというのは必要になると思いますので、十分な収集と整理ということをお願いしたいと思いません。

それから、答弁の一番最後に、試験的にミストシャワーを設置した学校という話がありました。現在試験的に設置された学校の状況等がわかれば、教えて頂けますか。

議長（北元 豊君） 教育次長。

教育委員会教育次長（久重雅昭君） 現在、1校について試験的に導入しております。設置については、最近行っております。体育の授業や部活動、登校時や休憩時間など、児童生徒の屋外での活動時に稼働させているといったような状況でございます。効果につきましては、9月に入って雨等もございましたので、十分な検証はできておりませんが、現在運動会を控えて練習をしております。おおむね好評であるといったような報告を受けております。引き続き検証していき、導入について検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（北元 豊君） 今田議員。

1 番（今田佳男君） 先日、竹原中学校で運動会ありまして、私も午前中見させて頂きました。例年に比べますと、残暑が余りきつくないというか、少し和らいでいるようなことなので、よかったと思っております。

設置をされてというお話だったのですが、設置はどなたがされたのでしょうか。

議長（北元 豊君） 教育次長。

教育委員会教育次長（久重雅昭君） ミストシャワーの設置でございますけども、先ほど

議員から御紹介ありましたように、安価で簡単なものということでございますので、設置について学校の職員が設置をしております。

以上です。

議長（北元 豊君） 今田議員。

1 番（今田佳男君） 確かに、安価で簡便だと思うのですが、設置ということになると、職員の方に御足労かけるようなことにはなると思います。特に、おそらく教務ですか、校務の方がやられるのだと思いますので、効果を検証して頂いて、できれば推進して頂きたい。

また、尾道市、先ほど言いましたように、視察に行った時に、いろいろアドバイスも頂きました。長年使うと、水ですから目が詰まるというようなことがあるということも言われておりました。尾道市の教育委員会の方の提案としては、業務用の扇風機に取り付けミストをくっつけて、移動式として使うと。ただ、これになると、業務用扇風機が高くなりますので、2万円ぐらいかかりますかねというふうなことは言われておりました。ただ、移動できるし、今の目詰まりの問題も出にくいので、使われたらどうですかという御提案を頂きました。この点については、そういう御提案がありましたのでお伝えしますので、検討頂いたらと思います。

次に、ふるさと納税について伺います。

ふるさと納税は、先ほど申し上げましたように、ホームページ等随分改良されまして、寄附金がかなり増額している状態だというふうに伺っております。市内業者の方の取りまとめとか、かなり御苦勞があったのだと思うのですが、非常に頑張っておられるという評価はさせて頂いております。

それで、今年度の現在までの寄附金の金額は先ほど教えて頂きましたけれども、これは希望する寄附金の使途というのが、たしか3種類あるのだと思うのですが、その3項目ごとでこれが幾ら、これが幾らということで、区分けがされているようだったら、教えて頂けませんか。

議長（北元 豊君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） 寄附金の希望する使途についての御質問でございます。

今年度、先ほど市長の方から御答弁させて頂きましたとおり、9月1日までの入金を確認されたもので506件、858万円ということをお答弁させて頂いております。寄附金の使途につきましては、寄附金を申し出頂く際に、申込書の中に、希望する寄附金の使途

という項目がございます。先ほど議員の方からもありましたように、3種類ございます。1点が、人に優しいふるさとづくりということで、こちらについては185件、金額で266万円、それから竹原の資源を生かしたふるさとづくりという項目では179件、327万円、魅力あふれるふるさとづくりという項目につきましては135件、258万円というふうになっております。この使途については必須で書いて頂くようになっておりませんので、記入がない、その他ということで7件ほどありまして、7万円というふうな状況となっております。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 今田議員。

1番（今田佳男君） 今の希望する寄附金の使途ごとというのを聞かせて頂いて、あと寄附をする場合の申出書には、竹原市への寄附の動機、何で竹原市へ寄附するのかということの確認だと思うのですが、これは、おそらく6項目、その他を入れると7項目になると思うのですが、この点については分析をされているかどうか、お願いします。

議長（北元 豊君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） 寄附の動機についてのことでございますけど、寄附の動機につきましても、議員の方からもございましたように、申出書の中にそういう項目を設けております。6点とその他自由記入欄ということで、全部で7点ということになっております。この項目につきましても回答を必須にしておりませんので、寄附者全員のデータとはいきませんが、回答があったものの中からこういった形になっているというのを御紹介をさせていただきます。

寄附の動機として最も多かったものというものは、町並みや景色が気に入っているからというのが106件でございます。それから、その他主な理由としましては、本市の出身だからということが27件、それから「たまゆら」ファンだからというのが21件、それから家族が竹原市出身だからが15件というようなことになっております。それから、その他の自由記述のところでは記述をしてくれた方が全部で170件ございます。その中の多くの方が、寄附のお礼としている竹原市の産品に対して魅力を感じられたからというふうなことが記されておまして、本市の産品の魅力が当該制度を通じて一定には情報発信されている、周知されているというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 今田議員。

1 番（今田佳男君） 今のお話で、寄附の動機として、一番町並みや景色が気に入っているということというふうに御説明がありました。先日、竹原小学校の同窓会が開かれまして、校長先生のお話であったのですが、本来竹原の御出身ではないけれども、竹原の町並み、竹原が好きで、新しく家を新築して竹原市内に住むと、竹原小学校の学区内に住むと。1年生の児童が入学してきましたという非常にうれしい事例も紹介頂きました。こういうこともあるのだなというふうな思いをして、大変うれしい思いをしたことがありました。

あと、もう一つ産品がよいということで、たしか170件ということだっと思うのですが、いわゆる寄附金額に対する返礼品の金額の割合、返戻率といいますか、1万円の御寄附を頂いたら大体5,000円相当のものをお返しするとか、大体他の市の状況を聞きましてもそういうふうなお話で聞いているのですが、竹原市の場合はどういうふうな形になっていますでしょうか。

議長（北元 豊君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） 寄附金額に対する返礼品の金額ということでございますけれども、寄附額に応じまして返礼品を出しております。金額の割合でございますが、例えば1万円の寄附額に対する返礼品の額は4,000円、2万円の寄附に対する返礼品の額は9,000円、3万円の寄附に対する返礼品の額は1万4,000円、それぞれ額によって大体こういった額で返礼品を出していると。全体ではおおむね、送料も含めてかかりますので、総寄附金額の大体50%経費がそういった必要経費になっているというふうな状況でございます。

以上です。

議長（北元 豊君） 今田議員。

1 番（今田佳男君） 大体他の都市と同じぐらいの相場という、ことだと思います。1万円御寄附を頂くと、1万円頂いて5,000円を市内の業者の方へお渡しすると。市内の業者の方はその5,000円が売り上げとして計上されて収益になるということで、非常にありがたい制度だというふうに思っております。

今のふるさとの産品では1万円相当なものと、肉とかお米とか、ジャガイモとかブドウとか、中にはさっき申し上げたように、人気があつて品切れというものも出ていますし、一番大きいのですと、60万円以上の寄附になりますと、高速船丸ごとチャーターとか、100万円以上の寄附になるとフェリーを丸ごとチャーターとかというふうな特色の

ある返礼品といたしますか、返礼を準備されているということで、非常に頑張っておられるというふうに思っております。

それで、御答弁の中にありましたが、寄附金、従来大体150万円前後がここ何年かの寄附額で、子どもたちのことということで、私が聞いているのは大体50万円ずつぐらい使われていたような記憶があるのですが、地域振興基金、こちらの方へ積み立てされるというふうに御答弁ありました。地域振興基金の、これほかの基金とまざっていると思うのですが、内訳というか内容を少し教えて頂いたらと思います。

議長（北元 豊君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） ふるさと納税で頂いた寄附額につきましては、地域振興基金への積み立てと、それから竹原っこ夢プロジェクト等の財源として使わせて頂いているところでございます。制度が創設されました平成20年度から平成27年度末の状況で申し上げますと、1,366万1,000円の寄附金が寄せられております。そのうち579万7,000円を竹原っこ夢プロジェクトの財源として活用させて頂いていると。その残額の786万4,000円につきましては、地域振興基金の方へ積み立てをさせて頂いていると、そういった状況でございます。よろしく申し上げます。

議長（北元 豊君） 今田議員。

1番（今田佳男君） 今回の9月議会、決算の審査がありまして、今から審査になる。平成27年の決算概要説明書によりますと、地域振興基金、平成26年度末が1億9,200万円相当、平成27年度末が1億5,500万円相当、3,700万円ぐらい減少していると。内訳がいろいろあると思いますので、一概には言えないと思うのです。その地域振興基金の減少の説明としては、地域振興基金はふるさと応援寄附金などを積み立てたものの、工場等立地促進事業などの特定財源として取り崩したため減少したというふうな説明があります。

また、地域振興基金条例というのがありまして、設置の目的が第1条高齢者対策その他の社会福祉施策及び地域資源を活用したまちづくりに要する経費の財源に充てるため、竹原市地域振興基金を設置するということ、第1条です。あとは、飛ばしますけれども、第7条にこの条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は市長が別に定めるという条例になっております。

今金額は倍増というか、寄附金額が増加してきていると。今まではさっき申し上げたように、150万円相当ぐらいで何とかあった。ところが、300万円、800万円、今年

おそらく今の状態でいくと、1,000万円は超えるでしょう。もしかすると、2,000万円近く行くかもしれない。そうすると、基金として積み立てたお金を今度どう活用するかという話になってくるのだと思うのです。

さっきの寄附金の使途の指定ということだけで対応できるのかどうかということもあると思うのですが、制度運用される既定についてはどういうふうにお考えか、お考えをお聞かせください。

議長（北元 豊君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） 寄附金の運用ということでよろしいですね。

（1番今田佳男君「活用に……」と呼ぶ）

活用ということですね。

今、寄附の申出書の中では3つの使途ということで基本的には寄附をして頂いております。その中で、人に優しいふるさとづくりということにつきましては、高齢化社会に即した環境づくりや子育て支援などの次世代育成のための事業に活用しますと。それから、竹原の資源を生かしたふるさとづくりについては、先人が守り通してきた竹原ならではの自然、歴史、文化を生かす事業に活用しますと。それから、魅力あふれるふるさとづくりについては、本市の魅力や活力を創出する事業全般に活用するというので、一定にはこれまでもやってきたところでございますし、具体的には、議員の方からございましたとおり、竹原っこ夢プロジェクトというようなことで活用はさせて頂いております。

そういった中で、寄附金が今後増えるような状況もございますので、今後そういったことも踏まえてどうしていくかということにつきましては、先ほどの3つの使途の視点というものは当然踏まえる中で、具体的な事業につきましては、我々としても今後しっかり考えていかなければならないと。一つの、今の竹原っこ夢プロジェクト事業ですか、これだけではなくて、新たな事業を考えていかなければならないということで、そういった具体的にどういった形で事業を出していくかということ、今検討致しているところでございます。

議長（北元 豊君） 今田議員。

1番（今田佳男君） 昨年、滋賀の天津で研修がありまして、私何回か行かせて頂いております。自治体の財源確保という研修がありました。4人の講師がお話しになりまして、いろいろお話をされて徴税のこととかされたのですが、よくお話を聞くと、規定を細かくつくるということを言われました。運用の規定を細かくつくると。そうすることで職

員を、言葉が過ぎるとあれですけども、職員を守ると。細かく規定していることで、人が変わっても、規定があるから、その規定に準じて運用していますよということで、安心して職員が仕事ができるというようなことを言われておりました。その点も踏まえて、明確な規定を策定して頂いて、運用して頂きたい。おそらく、今の調子でいくと、かなりの金額が基金として積み上がるのじゃないかということ、そういうことを期待しておりますので、今度は活用、運用ということも検討ということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、ふるさと納税の話ですけども、他の都市では今の単純なふるさと納税ということではなくて、クラウドファンディングを使った、寄附型のクラウドファンディングということで計画されたり、実際にやられているところもあるようです。竹原市も加入をしておりますふるさとチョイスの中でクラウドファンディングと検索しますと、何個か出てきて、例えば1,500万円の事業をしますということで、クラウドファンディングを明確に出して、1,700万円ほど資金を集めて事業を推進するというような考え方も、もう次進んでいるようなこともあるようなので、これ私また勉強して、御提案したいと思ひますので、よろしくお願ひします。

次に、ごみステーションの設置とごみの減量化についてお伺ひします。

先ほど申し上げましたように、東広島市のごみの減量と家庭ごみの有料化を考えるという講演会がありまして、行かせて頂きました。繰り返しますけど、有料化を考えるというふうなことで講演会がありました。話の中で、東広島市も大変困っておられると。積算がどういふ積算をされたか細かい説明がなかったのですけれども、ごみ処理費用に21億円かかっているということも言われておりました。大変な問題になってくるということだと思ひます。

それで、御答弁頂いた中で、ごみステーションの自治会への現物支給と、それから原材料の補助というお話がありました。この現在の状況を、2点の状況を教えて頂けたらと思ひます。

議長（北元 豊君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 現在のごみステーションに関わる自治会への現物支給、原材料の補助の状況でございます。

ごみステーションの整備事業と致しまして行っているのが、まず啓発看板、またごみネット、それとごみボックス、こういったものを支給させて頂いております。このごみボックスと申しますのは、定型の固定型のボックスで、幅1メートル、奥行き1メートルのも

のがございます。また、自治会によりましては、この定型のものではなくて、もう少し強固なものとか大きなものを希望される場合には、原材料分として3万円を支給させて頂いているところがございます。平成27年度の支給実績につきましては、ごみネットが52個、先ほど申しましたごみボックス、これが5基、原材料としまして3万円の現金支給が11件で、これが31万9,246円、こういった状況でございます。また、平成28年度におきましては、8月現在ではございますが、ごみネットが37個、ごみボックスが14基、このうち折り畳み式、今検討しておりますのを試験的に自治会で使用して頂いているものがあるのでございますが、折り畳み式が1基、これらを支給させて頂いております。原材料は3件で9万円、このような状況でございます。

議長（北元 豊君） 今田議員。

1番（今田佳男君） ごみは本当に大変なことになっているのだと思うのです。収集の業者の方の話聞いても、大変苦労されているというふうなことを聞いております。先ほど申し上げましたように、道路にネットを張ってれんがで押さえてという形になると、交通の問題も出てきますし、カラスとかという話が出てきて、私ども相談を受けて、何とかしてくれというようなことはあります。自治会の会長さんも大変苦労されているという状態があると思うのですけれども、現在の自治会から苦情というとあれですけども、相談の内容とかという形の状況がわかればお願いします。

議長（北元 豊君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） いろいろ御協力を頂いております自治会等からの御相談事項等でございます。

これは具体的にいろいろございますが、多いのが、まず一つは分別ができないごみを取り残されているということがございます。また、地域住民ではない方が、そのステーションに分別しないままごみを捨てていく方がおられる。また、ステーションに置いておられますごみに対して野良猫や野良犬、カラスなどが散らかす、こういった苦情を頂いております。

そうした中で、自治会長さんと連携をする中で、例えば地域住民ではない方のごみを捨てていくような問題につきましては、一定には決められたところへ出してくださいという広報を地域住民の方に行っておりますが、場合によっては、このごみの中を確認させて頂きまして、特定できる場合は、直接個人の方へ指導をさせて頂いております。また、野良犬やカラスなどが散らかす件につきましては、基本的にはネットを支給させて頂きまし

て、これで対応をさせて頂いております。

現在は、他市事例等がございまして、いろいろと対応があるようでございます。いずれに致しましても、ごみステーションの美観の向上、野良犬、猫に対しての効果が高いと思われる方法をいろいろ検討してまいりまして、現在のところ、折り畳み式のごみステーションというのを他市で使われているようでございます。これとネットを組み合わせ、ある程度対応ができているということもございまして、現在これを市内全体で活用できるように検討させて頂いて、今実証実験をさせて頂いている状況でございます。

議長（北元 豊君） 今田議員。

1 番（今田佳男君） 自治会の会長さんは、先ほど申し上げたように、非常に御苦労されていると思いますので、相談等がありましたら、丁寧に御対応頂きまして、会長さんの方から、また苦情が来ないように対応して頂きたいと思います。

折り畳み式とか、移動式もあるのだと思うのですが、検討されているということで、今の現物支給とか原材料補助の予算でどうなのかなという思いはありますので、検討頂いて、問題が余り大きくならないような対応をして頂くようお願いをしたいと思います。

あと、先ほどちょっと出たのですが、地域で集団回収という考え方があるのですが、これは市内で実施されているか、また可能であるかということをお伺いします。

議長（北元 豊君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 集団回収についての御質問でございます。

この集団回収は紙、布類、アルミ缶、金属類、瓶類の資源ごみについて、それを事業として行って頂いた場合は、回収の団体について、1キロ当たり4円を、またその回収に協力頂きます収集業者の方に対しまして、1キロ当たり2円を交付させて頂いております。平成27年度の実績でいいますと、回収された資源物の総重量が約300トンございまして、PTAや子ども会等の約14団体で120万1,528円、また御協力頂きました収集業者4社へ60万764円を交付しているのが実績でございます。御質問にあります、地域団体としての登録、これは資源ごみ回収事業報奨金交付要綱の方に規定しております、その中で要件と致しましては、回収事業を自主的に実施していること、地域住民で構成していること、営利を目的としないこと、こういった要件でありますので、当然地域団体でのこういった回収事業をやって頂くことは可能でございます。

以上です。

議長（北元 豊君） 今田議員。

1 番（今田佳男君） 私、朝起きていろいろ散歩をするのですけれども、市内で1回、1人奥さんが出てこられて、ごみを持っておられる。片一方の方に段ボールを持ってもらえる。ごみ収集箇所へ持っておられたごみを置かれて、段ボールを持ったまま、ほかのところへ行かれたのです。どうしてですかというのを聞きましたら、段ボールを固めて、近所の方が固めて、そこへ業者がとりに来てくれるのだというようなことを言われておりました。これ、集団回収の一種かなと、その時思ったのですが、そういうところがあるみたいなので、もし情報が収集できて、そういう形で集団回収というか、近所でそういうふうな収集ができて改善されるのであれば、また検討をお願いしたいと思います。

それから、今後、減量ということが大変になってくるのだと思うのですけれども、学校、それから公民館等の公共施設、こういうところで啓発活動というのが必要になってくると思うのですが、この啓発活動の御計画というのはありますでしょうか。

議長（北元 豊君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 啓発活動については、現在あります制度、地域へ出向いての出前講座でありますとか、広報紙、また公民館や公衆衛生協議会、自治会と連携させて頂きまして、いろいろな学習する場をとということで、全体としてそういった啓発活動に取り組んでいるところでございます。そして、学校関係と言われた部分につきましては、環境保全に関わる取組としまして、今言いました公民館や公衆衛生協議会などで連携する中で、地球温暖化やごみ減量化の資源化についての、さっきも言いました出前講座、そして学校に対しましては、環境啓発ポスター、標語の募集とか、そういった形で子どもたちにも環境にいろいろ関わりを持って頂くような授業を展開している、そういう状況でございます。

議長（北元 豊君） 今田議員。

1 番（今田佳男君） 今回のごみの指定ごみ袋の制度の導入の時に、一般的にこういう制度を導入すると、5%ぐらいごみが減量になるのじゃないかというようなお話があったと思います。東広島でごみを有料化というお話を伺った時には、有料化ということになると、20%ぐらい減量するのじゃないかという事例の説明がありまして、有効に減量化が進めばいいのですけれども、やはり啓発というのが大事になってくると思いますので、各所で減量化の啓発ということは継続してやって頂きたいと思いますので、よろしくお願ひします。

先日、三井金属さんのお話を伺うことができました。三井金属の竹原工場さんのお話で、知らなかったのですけれども、あそこは金属のリサイクルの最先端というようなお話がありました。そういったことで、竹原も市としてリサイクルの最先端というか、それぐらいの気持ちでやって頂くような、減量化に取り組んで頂くようによろしく願います。

最後に、地方公務員法の改正についてお伺いしたいと思います。

今回改正がされて、私政務活動費をいろいろ使わせて頂いて、研修に行かせて頂いた一つの研修の中で、勤務評価というか、こういう話が出てきましたので、取り上げさせて頂きました。

講師が大阪の交通局の関係にも関わった先生で、非常に厳しいことを言われる先生でした。私からするとちょっときついなという印象は持ちましたけれども、その研修の中で、連絡なしに出勤しなかったり、遅刻、早退をする。上司の指示を無視し、資料整理に従事するなど称して出勤しなかった。業務と関係ない用事でたびたび無断で長時間席を離れた。事務室内を目的もなく歩き回り、自席に座っていることがほとんどない。勤務時間中に自席でまたは席を外して、職場外に長時間私用電話をしたとか、こういう話をされて、これが分限処分の対象事例だと。総務省のホームページに載っているのですけれども、私こういうお話を講師の方がされた時に、思わず笑ったのです。こんなことないでしょうというふうなことを言ったら、いや今田さん、あるのですよというふうな、その方元国家公務員の方ですけれども、こういうことがあるのですよというふうなことを言われて、私びっくりして、本当にこんなことがあるのかなというふうな思いをした研修でした。

今回の質問でいろいろ伺いたいのですけれども、今回の決算の総務管理費の中に、人事評価制度導入委託料という項目があるのですけれども、これ先ほど御答弁にありました、昨年の試行に関し、委託なんかあったのかなと思ったのですが、この中身を教えてくださいか。

議長（北元 豊君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） 27年度に実施を致しました人事評価制度の委託料の内容についての御質問でございます。

この委託料の内容につきましては、昨年度本市におきましては、人事評価制度の試行を実施を致しております。その際に、人事評価制度の構築、制度導入に当たっての支援と試

行に向けての研修実施の委託に要する経費ということで、委託をさせて頂いて実施をしたものでございます。

業務につきましては、支援業務と研修業務と2つございまして、支援業務につきましては、制度導入に当たっての基礎調査、職員アンケートの実施、あるいは人事評価マニュアルの作成を含む制度の構築の支援、あるいは試行運用に対する支援と、こういった各種支援と、それから情報提供、アドバイスなどを受けたものでございます。研修の実施に関しましては、全職員を対象としました目標管理基礎研修、それから係長級の職員を対象とした目標検証研修、それから管理職員を対象とした評価者研修といったものを実施を致しているものでございます。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 今田議員。

1 番（今田佳男君） 昨年度、実際試行してみたというお話だと思います。実際、人事評価というのは私も実はしたことがありません、前職は小さい会社だったので。ただ、いざするとなると、する方もされる方も大変なのだろうなどは思っています。勤務評定との違いということを先ほど御答弁頂きましたけれども、この制度が導入されて、なれるまでというか、順調に運用されるまでにはいろんなことがあると思います。ただ、制度としてやっていく、職員さんのモチベーションとかというのを上げていくということが必要になってくると思うので、頑張って頂きたいという思いです。

昨年度試行された、これに対する評価というか、結果に対する評価というか、認識をお聞かせください。

議長（北元 豊君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） 昨年度試行ということで実施をさせて頂いております。昨年度は、まず制度の定着、周知を図るということで、制度というのはこういったものですよと、中身というのはこういったものになりますと、こういった形で進めていくというようなところを、まずは全職員に認識をして頂くというところでございます。研修も含めまして、そういった全職員を対象に実施をしております。加えて、人事評価制度を進めていくのに必要となります人事評価マニュアルというものを作成をして、制度定着へ向けた第一歩ということで、一定の成果はあったものというふうには考えております。

今年度から本格実施ということで今取り組んでいるところでございますが、先ほど議員の方からもありましたように、制度を安定的に運用していくまでには、いろんなことを繰

り返しあるいは試行錯誤しながら、習熟度を高めていくということが必要になろうかと思
います。そういったところへ向けて制度が確立していくように、これからも取り組んでま
いりたいと思っております。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 今田議員。

1 番（今田佳男君） 今朝、富山市で政務活動費の不正の問題がかなり取り上げられまし
て、今朝も人に会ったら、竹原はどうなのというふうなことを聞かれたことがあります。

御存じのように、竹原の場合は全部オープンになっていまして、市のホームページで入
って頂ければ、明細も全部出ると。領収書もちゃんときちんとしているということであり
ます。私、政務活動費、大変ありがたい制度だと思いまして、活用させて頂いている。研
修もできる限り行かせて頂いて、勉強をさせて頂いている。

職員さんも研修を積極的に、これ前もお話ししたことがあります。派遣というか、進
めて頂きたいと。これも決算書の中にあるのですけれども、収入の方で、市町村アカデミ
ー研修受講経費助成金として20万3,968円が上がっております。これお金が返って
きたということですね。明細を見させて頂くと、5人で市町村税徴収事務とか、上下水道
の経営管理とか、自治体リーダーステップアップ講座とか、下水道経営セミナーとかとい
うセミナーへ参加されていまして、人数的には全部で5人という人数になっております。

私も滋賀の研修センターに年に何回かお邪魔しますけれども、議員は議員研修もありま
すし、当然職員さんの研修もあります。前回研修に参加した時には、保育士さんの研修で
150人ぐらい、全国から保育士さんが来て、何日間か研修を受けておられました。ほか
にもいろんな研修があって、勉強を積極的にされている自治体もあります。

ですから、今後職員さんの、スキルアップとかというふうなことでいくと、外部の研修
ということが必要になってくるじゃないかと思うのですが、その点に対するお考えをお聞
かせください。

議長（北元 豊君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） 職員に対する外部研修のことについての御質問でございます。

外部機関による研修につきましては、職場内の研修とともに職員の能力、資質の向上を
図る点においても、とても重要であるというふうに思っております。職務を遂行する上
で、職員として必要な知識あるいは技術を体系的に、また短期間での集中的な中で習得す
ることができるということと、意識改革や他の自治体の職員との人的ネットワークの拡大

が図れるという貴重な機会であるというふうに捉えております。

本市としましては、引き続き広島県の自治総合研修センターあるいは市町村アカデミーといった研修機関へ職員を派遣しまして、専門性の高い知識、スキル等の習得によりまして、行政課題や事務事業に適切かつ的確に対応し、市民に信頼される職員の育成に努めてまいりたいと考えているところでございまして、そのためには、できるだけ多くの職員に研修の機会を確保して、計画的に職員の派遣ができるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長（北元 豊君） 今田議員。

1 番（今田佳男君） 私、こうやって毎回一般質問をさせて頂いております。市の職員、理事者というか、市の職員さんと私たち議員ということでは、持っている情報量というのはおそらく私の感覚としては、100対1ぐらいの差があるんじゃないかというぐらい、情報量は違うと思っています。それを埋めるためには、各種研修に行きまして、研修を受講したり、そこで知り合いになった他の市町の議員さんと連携をとって、また情報を頂くということで活動をさせて頂いております。

そういうことで、市の職員さんも積極的に研修に参加して頂いて、繰り返しますけど、市の市町村アカデミーなど行きますと、合宿形式になりますので、他の市町の職員さんと非常に懇意になる。私でいくと、議員同士で非常に懇意になる。情報交換もその後十分できるようになるというようなことがあります。割と、市外へ出ますから、言葉は悪いですけど、言いたい放題みたいに、お互いぶっちゃけ話、腹を割って話ができたりとかというようなことができ、他市の参考事例とかというのを聞いてきたりします。そういったことも込めて、私の経験も込めて、積極的に研修を進めて頂きたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上で終わります。

議長（北元 豊君） 以上をもって1 番今田佳男議員の一般質問を終結致します。

午後1 時まで休憩致します。

午前1 1 時1 9 分 休憩

午後 0 時5 6 分 再開

議長（北元 豊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

質問順位5 番、松本進議員の登壇を許します。

13番（松本 進君） 日本共産党の松本進です。発言通告に従って一般質問を行います。

第1点目には、竹原市の消防、救急活動について、市長に質問致します。

竹原市の消防力と消防水利の現在の整備状況はどのようになっていますか。

消防力の整備指針は、第1条第2項に、市はこの指針に定める施設及び人員を目標として、必要な施設及び人員を整備するものとするとして定めています。また、消防職員の人員は、消防力の整備指針第25条で、消防長の責務を定め、消防長は消防に関する知識及び技能の習得のための訓練を受けるとともに、広範で高い見識等を有することにより、その統括する消防本部の有する消防力を十分に発揮させるよう努めるものとするとしています。さらに、第26条では、それぞれの消防職員の職務能力とその向上を定め、消防隊の隊員の数（第27条）、救急隊の隊員の数（第28条）、救助隊の隊員等の数（第29条）、指揮隊の隊員の数（第30条）、通信員の数（第31条）も定めています。例えば通信員は、消防本部及び消防署に常時通信員を配置するものとなっています。そのほか、消防本部及び署所の予防要員の数（第32条）、兼務する場合の基準（第33条）、消防本部及び署所の消防職員の総数（第34条）も定めています。なお、動力消防ポンプの数（第5条）、救急自動車などの配置数（第13条）、消防団の設置と業務及び人員の総数（第35条、36条）についても定めています。

これらの消防に必要な人員及び施設の基準に関する事項、及び消防力の整備指針と消防水利の基準に基づく具体的な竹原市の現況と整備計画を説明して頂きたい。

また、2007年11月、下野町大王団地の住宅火災は消火栓等消防水利の基準に基づく整備が課題でしたが、この消火栓の大口口径への改善はされているのでしょうか。

次に、消防法に基づく、竹原市民の生命や財産を守る消防活動、業務を企画、立案する竹原市の機関はどこなのでしょう。消防に関する専門的な知識、技能は習得されていますか、あわせてお答え頂ければと思います。

2009年4月から竹原市の消防業務を東広島市消防局に事務委託後は、竹原市と竹原市消防署との連携協議は、具体的に年何回されていますか。具体的な協議、整備内容について説明を求めます。

次は、竹原市の災害対策本部の事務分掌は本部長が竹原市長です。本部員の中には消防署長がメンバーです。竹原市災害対策本部条例は第2条で、災害対策本部長すなわち竹原市長は、事務を統括し、所部の職員を指揮監督する。また、災害対策本部員は、本部長の

命を受け災害対策本部の事務に従事するとありますが、東広島市消防局の職員でも、災害時には竹原市長すなわち本部長の命で活動するということですか。その法的な根拠を説明して頂きたいと思います。

次は、竹原市のP A連携活動について。2015年度の具体的な救急活動件数とP A連携活動件数、具体的なP A連携の基準と対応はどのようにされていますか、説明を求めます。

次の2番目の質問項目は、竹原市教育行政と教員の長時間過密労働の解消について伺います。

文部科学省がまとめた中期的な学校指導体制構想は、2017年度から10年間で公立小中学校の教職員定数を政策的に振り分ける加配分を中心に2万9,760人増やして、発達障害やいじめ、貧困など、子どもが抱える多様な課題への対応を充実させると報道されていました。

そこで、教育長に質問します。

竹原市教育行政は、発達障害やいじめ、貧困など、多様な課題に対する、各公立の小中学校における教育課題と教職員の加配はどのようになりますか。例えば、発達障害の児童一人一人の特性に応じて、きめ細かな対応をする考えが示されています。竹原市特別支援教育介助員は、教員免許を持った学習指導員が配置されるのか、この関連も含めて御説明を求めます。

次は、竹原市中学校のいじめ、暴力の現況と対策について。私は昨年9月市議会の一般質問で、いじめ発生件数は教職員数と生徒数にも関連があり、早期発見と指導対策の上でも、教職員の増員は欠かせないと指摘しました。中期的な学校指導体制構想では、どの学校に何人教職員が増員されるのかについても説明を求めます。

次は、子どもの貧困と学習権の保障は重要な課題です。竹原市の児童生徒の貧困状況は、どのように把握されていますか。その解決を目指す教職員の役割と増員数はどのようになりますか。

次は、竹原市教職員の長時間過密労働の解消について伺います。

文科省は6月13日、教職員の長時間労働の負担軽減策を発表し、広島県教育委員会にも通知を出して、業務の改善に乗り出しました。その提案の柱は、教員の担うべき業務に専念できる環境の確保、部活動の負担を大胆に軽減、長時間労働という働き方の改善、国、教育委員会の支援体制の強化です。具体的には、教員の業務内容の見直し、事務職員

配置の充実、業務アシスタントの検討、給食費など学校徴収金会計業務の自治体業務への移行などが提案されて、教員が本来の労働時間で退校することを理想の姿として目指すと掲げられ、勤務時間の適正な管理や勤務実態調査の定期的な実施を進めています。

そこで、1点目には、竹原市教職員の労働時間の現状と、文科省負担軽減策に基づく各具体策と負担軽減時間はどのようになりますか。

2点目に、部活動の負担を大胆に軽減する施策はどうなりますか。昨年9月議会で私の質問に対する答弁は、文科省の部活動外部指導者派遣事業の実施には、竹原市は中学校の部活が39あり、年間予算は約2,260万円が必要でとのことでした。竹原市教育委員会の具体的な施策、予算、教職員の労働時間の負担軽減効果はどのようになりますか。

また、中学校の運動部活動について、文科省は昨年7月、教員の長時間勤務やスポーツ障害を招きかねない練習の加熱を避けるため、業務改善のガイドラインを作成しました。今年3月末の調査では、全国市町村の教育委員会で運動部活動の休養日の基準を決めているのは3割だけです。部活動のあり方で、旧文部省は、報告書で1つ、中学生は週2日以上の休養日を設定すること、2つ目、試合で土日に活動する場合は休養日を振りかえること。3点目に、長期休業中にはある程度長期のまとまった休養日を設ける。4点目に、平日の練習は長くても二、三時間以内とする。こういった提言です。竹原市中学校の部活動の現状と対策はどのようになりますか。

教育長の説明を求めて、壇上での質問とします。

議長（北元 豊君） 順次答弁願います。

市長。

市長（吉田 基君） 松本議員の質問にお答えを致します。

2点目の御質問につきましては教育長がお答えを致します。

1点目の御質問についてであります。本市の消防力につきましては、限られた人員を有効に活用し、広域化のメリットを生かしながら、効率的な消防行政の推進を図ることにより、消防力の確保に努めているところであります。

また、本市の消防水利につきましては、設置基準等から市内各地域ごとに規定の個別エリア内において、消火栓や防火水槽等の給水能力を勘案し配置に努めているところでありますが、火災発生時における初期消火、延焼防御、その他二次災害の防止等、住民の安全確保を最優先として、各地域の実状等を把握する中で、引き続き適正な設置に取り組んでまいります。また、災害有事の際の備えを充実する観点からも、水利確保の必要性を十分

認識し、河川やため池などの自然水利の活用による消防水利の多様化などを含め、消防機関と協議、調整を図る中で対応してまいりたいと考えております。

下野町大王団地の消防水利につきましては、管径が250ミリメートルの本管から地区全体を管径100ミリメートルの配水管が網の目状に布設されているため、消防水利の基準に沿って整備されているものと考えております。

本市におきましては、平成21年4月から消防事務を東広島市に事務委託し、適正な管理及び執行を図るため、竹原市、東広島市、大崎上島町の2市1町により、竹原・東広島・大崎上島地域消防行政連絡協議会を設置しており、その中で、委託事務に係る消防力の整備、維持に関する事、経費の負担及び予算の執行並びに決算に関する事、その他消防行政の推進に関する事について、年1回以上、協議を行っております。また、消防団と常備消防との緊密な連携の確保を図り、関係市町の相互理解を深め、地域における円滑な消防活動の推進に資することを目的として、竹原・大崎上島地域消防団業務連絡会を年2回開催致しております。

市内におきましては、2カ月に1回開催しております消防団役員会議において、竹原消防署、竹原市消防団、竹原市による協議、消防職員による消防団各分団への訓練指導及び合同訓練の実施などにより、本市の消防業務の円滑な連携を図っているものであります。こうした連携のもと、本年4月に設置した総務課防災係においては、災害防止対策の総合調整、消防団事務、消防水利施設の設置及び維持管理に関する事を所管しているところであります。

消防職員を市の災害対策本部の本部員に任命することにつきましては、災害対策基本法第23条の2第3項において、当該市町村の区域を管轄する消防長、もしくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市長、村長が任命すると規定されていることから、竹原市災害対策本部条例において必要事項を定め、本市においては、竹原消防署長が竹原市災害対策本部の本部員として事務に従事することとなっているものであります。

本市におけるPA連携の状況につきましては、本市の消防、救急活動を管轄する東広島市消防局管内において、救急出動の件数の増加や救急現場に到着し、医療機関へ搬送するまでに時間を要する場合もあることから、これを取り入れているものであり、既に全国の多くの消防機関でも実施されております。このPA連携の実施対象となるものと致しましては、心肺停止の症状が疑われる場合、救急隊の到着の遅れや搬送の困難が予測される場合などとなっております。これにより、現場への到着時間の短縮や救急現場での人員の増

強を通じて、円滑、迅速な救命活動につながる有効な取組であるものと認識しており、本市における平成27年度の救急出動件数は1,404件で、このうちPA連携による出動件数は108件となっているものであります。

議長（北元 豊君） 教育長。

教育長（竹下昌憲君） 松本議員の質問にお答え致します。

2点目の御質問についてであります。多様な教育課題に対する教職員の加配につきましては、発達障害等の学校生活における支援、介助を必要とする児童生徒について、その能力と適性を伸ばし自立を支援するために、介助員を小学校へ28名、中学校へ6名配置しております。この介助員につきましては、基本的な生活習慣の確立に向け、学校生活の支援や、健康、安全確保のための支援などの職務に当たっており、単独で直接的に教科等の学習指導に当たることはありませんが、学級担任の指示を受け、個に応じた支援を行っております。

いじめ、暴力の早期発見と指導、対策に係る教職員の増員につきましては、本年度、生徒指導関係として、市内の小中学校に小学校3名、中学校3名、計6名の教員が加配されております。今後におきましても、児童生徒の小さなサインを見逃さず、いじめ、暴力事案の未然防止、早期発見、的確な対応に努めるとともに、組織的な生徒指導に取り組んでまいります。

児童生徒の貧困状況の把握と、その解決に向けた教職員の役割と増員につきましては、本市の児童生徒の貧困状況を準要保護認定率により把握しており、平成25年度の本市の認定率は13.7%で、同年度全国平均13.9%と比べて、同程度となっております。しかし、本市の認定基準は国の示す基準よりも0.2ポイント高く設定していることから、より多くの児童生徒に対応しているものであります。また、貧困状況にある家庭の児童生徒のみならず、支援が必要な児童生徒に対して、教職員は放課後それぞれの課題に応じた学習支援等を行っており、今後においては、これらに対応する教職員の増員についても関係機関と連携を図る中で、要望してまいりたいと考えております。

本市教職員の労働時間の現状と「文科省・負担軽減策」に基づく各具体策につきましては、今年度7月の時間外における在校時間の状況が、小学校で1日平均2時間10分、中学校で2時間40分となっており、引き続き時間外在校時間の軽減に取り組んでまいりたいと考えております。

教員の業務内容の見直しにつきましては、管理職に対する業務改善に関する研修の実施

や目標設定の実施状況の確認などを行っております。教育委員会と致しましても、在校時間の軽減について校長会等で徹底するように指導し、各学校における業務改善の適正化に向けた取組を進めており、校務の効率化、情報化による仕事のしやすい環境づくりとしてのICT機器の活用、指導要録の一部電子化の導入、各種書類への押印省略による電子メール化など、業務改善に向けた取組を進めてまいります。また、教員の担うべき業務に専念できる環境の確保に向けた一つの方策として、教員の業務の補助、支援する教務事務支援員を昨年度は1名配置しておりましたが、今年度は市内3名に拡充し、負担軽減に取り組んでおります。学校徴収金会計業務につきましては、各学校で口座引き落としを進めるなどして、教員への負担軽減を図っております。このほか、生徒指導上の問題につきまして、市の関係機関を交えたケース会議を行いながら取組を検討するなど、専門人材の活用を通じて学校支援を行い、教職員の負担軽減を図る取組を進めているところであります。

部活動に係る負担軽減に関する施策につきましては、部活動外部指導者派遣事業等による教職員の労働時間の負担軽減効果について、「次世代の学校指導体制にふさわしい教職員のあり方と業務改善のためのタスクフォース報告」にもあるとおり、部活動指導員の立場や業務内容など、制度的な課題も多いため、根本的な改善につながる状況とはなっておりません。教育委員会と致しましても、部活動の複数顧問制等、できる業務改善を進めるとともに、国も制度化に取り組む方向性を示しておりますので、こうした状況を注視しながら対策を講じてまいりたいと考えております。

部活動のあり方について、竹原市内中学校の状況と致しましては、休養日は週1日以上であり、試合等の例外を除いては、土日のいずれかを休養日とする基準を設けて指導しております。また、試合明けにおいては、メニューを変更して休養をとるという工夫をしている部活もあるほか、長期休業中においては、教職員の休養の目的も含め、まとまった休養日を設けるよう指導しており、おおむね1週間程度連続した休養日をとることとしております。平日での部活動につきましては、授業時間数の確保もあることから、もともと活動時間が長い夏季においても2時間以内の活動となっており、教職員の部活動における時間外在校時間は夏季では1日平均1時間7分、冬季ではおおむね勤務時間内での対応となっております。

今後におきましても、中学校教職員の部活動の指導に係る負担軽減につきましては、国の動向を見きわめながら、市独自での業務改善も含め、取り組んでまいりたいと考えてお

ります。

以上で答弁を終わります。

議長（北元 豊君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） それでは、消防、救急活動に関わって再質問をしたいと思いません。

まず、第1点目が答弁漏れがあるようです。それは、どこかと申しますと、私は壇上で竹原市に必要な消防力、消防水利等々の基準を示して伺いました。ですから、具体的には、ポンプ車とか救急車とか救助工作車とか、それぞれ基準が示されておりますので、答弁漏れといえますのは、竹原市で基準に基づく消防車、救急車等の台数、これが全く示されませんでした。基準に基づく竹原市の台数、整備しなくてはいけない台数はどうなっているのか。それと、それに伴う人の配置も先ほど壇上で申し上げました。例えば、消防ポンプ車では1回の出動に5人の配置を、人を乗せて出動しなさいと、ただし書きというのがありますけれども。要するに、そういった人の配置も決められています。ですから、消防車、救急車、何台竹原市は配置することになるか、それに伴って人は何人配置しなくてはいけないのか、このことが答弁に全くありませんでしたので、再度質問しておきたいと思えます。

議長（北元 豊君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） 消防力の整備率についての御質問でございます。

御存じのように、竹原市の場合は、消防業務につきましては東広島市消防局の方へ事務委託を致しております。そういった関係から、本市の目標とすべき消防力については、東広島市消防局管内においての整備率ということになってまいります。市町村が目標とすべき消防力の整備水準を示す、消防庁が定める消防力の整備指針に基づきまして、本消防本部ごとの数値が公表されております。それによりますと、東広島消防局におきましては、車両の整備率は100%、それから消防水利は82.4%、消防職員の整備率は67.7%となっているものでございます。

本市の消防力については、限られた人員を有効に活用し、広域化のメリットを生かしながら、効率的な消防行政の推進を図るということに致しております。今後においても、消防力の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（北元 豊君） 松本議員。

13番（松本 進君） 再度、確認したいと思います。

委託事務の云々に関わらず、消防力の整備指針というのは、第1条の2項で、市町村はこの指針に定める施設及び人員を目標として必要な施設及び人員を整備するものとするという、市町村の整備しなくてはいけない目標が、ここに基準があります。ですから、もう一回聞きますけれども、委託事務の云々は別として、竹原市が整備しなくてはいけない、この消防水利の指針とか、水利の基準もあります。これに基づく竹原市の数値は、さっき言った消防車やはしご車や工作車や、この台数は何台整備しなくてはいけないのかという、この基準を聞いたわけです。

議長（北元 豊君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） 先ほどの答弁の繰り返しになりますが、本市の場合は東広島市へ事務委託をしていることから、議員さん言われるような、竹原市市域ではなくて、東広島市消防局の管内におきまして、そういった整備率というものが示されていると。それ以外のものについては、数値としては持っておりません。

議長（北元 豊君） 松本議員。

今言うように、事務委託ということで、拡大解釈をして質問するということは、今のよりに範囲外に当たりますので、その点は注意しておきます。

13番（松本 進君） 私は消防力の指針そのものを申し上げました。

それと、情報公開を今年の8月5日に竹原市の消防力の人とか施設とか、求めました。その回答が、対象となる公文書は作成していない。さっき言った竹原市の施設とか、消防車とかそういった必要とする施設等の数です。あとは人の配置とか、あとは消防力整備、水利のことも聞きましたけれども、市民が求める情報公開で、こういった文書は、竹原市の指針に基づく数値はどうかという情報公開をしました。この回答は、そういった公文書は作成していないということでした。そういうことは、委託しているから、竹原市は何台消防車を、また何人人を配置をとというのは、全く、もう委託しているから作成していないし、悪い率直な言い方すれば、竹原市では把握してないからわかりませんというような解釈でいいのでしょうか。

議長（北元 豊君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） 情報公開の件でございますけれども、そういった文書というのは、本市では持っていないということでございます。

議長（北元 豊君） 松本議員。

13番（松本 進君） 是非、市長に、最高責任者にそこは、真面目に聞いているのだからちゃんと答えてください。だから、私は、委託しているそのいい悪いは私は意見を述べていますからここでは上げるつもりはありません。ですから、情報公開では求めて、今日私も公の場で質問して、要するにこの指針や基準に基づく竹原市としての消防車や救急車、そういった施設が何台要るのかと、何台要るようになっていきますかと。そして人の配置、先ほど申し上げたように、救急車出るのは1台出のに5人配置しなさいよと、配置して出なさいよということになっています。それが基準なのです。しかし、そういった基準があって、竹原市としても委託する前にそういった消防力の整備をつかんでおかないと、私はそうして東広島市に消防事務を委託するということはあり得ると思うのですが。だから、私は委託するのは知っていますから、委託する前の竹原市としての消防力や消防水利をどこまで整備しなくてはいけないかという目標数値、これは示されている。これが今、何回聞いても答えられない。情報公開で求めてもそういった文書は作成されていない。

そういうことは、私の解釈では、東広島市消防局に消防事務を委託したから、法律というのですか、消防力とか水利とか決めた分は、もう任せていますよと。竹原市は公の場では答えることはできませんよということが、おかしいのじゃないかということについてだけ、市長に確認を求めています。

議長（北元 豊君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） 先ほど来、御答弁させて頂いているとおり、東広島市へ消防事務については事務委託をしているという関係から、本市地域の消防力についてのこういったものというものは作成しておりませんし、文書としては持っていないということでございます。

かつて、竹原広域行政組合時代の消防力というのは、議会でも質問があったかと思えます。その当時の整備率につきましては、私の記憶では5割を少し切ったぐらいではなかったかというふうには記憶致しております。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 松本議員。

13番（松本 進君） 是非、私はそこは市長として事務委託したのだから、してあるわけだから、そこは矛盾といいますか、委託する前に竹原市としてどれだけの消防力をしなくてはいけない、どれだけの人を整備しなくてはいけない、どんな消防水利を目標としな

くてはいけない、こういった基準が出されているのに、この基準さえも、公の場で聞いても、委託しているからわかりませんよということですよ、率直に言えば。その繰り返しですよということで、私も繰り返しの質問になるからもう、またいろんな機会があると思うのですが。しかし、現実はそのなのです。基準があつて、基準さえ、公の場で聞けない。それは消防事務を委託しているから、東広島市消防局に委託しているから任せますよと。これは一般的にいう、丸投げです。この事実だけはよく考えてください。

それと、関連して次に移りますけれども、2点目は大王の火災の問題、数年前に起きました。この時に、消火栓につないで放水するということが起こって、3カ所以上、その近隣の消火栓から接続して放水しました。しかし、一番近いところの放水の能力が、私の調査した中では機能が発揮できなかったということで、あえて消火栓、それと消防能力の水準がどうだったのかということをお尋ねしたわけです。

それで、もう一回聞きますけれども、消防水利の基準もあります、ちゃんと。大ざっぱに言えば、取水能力は毎分1立方メートル以上必要ですよと。かつ、連続40分以上の給水能力が必要ですよと。あとは云々いろいろ書いていますけれども。だから、消火栓の場合も、この原則が必要です。ですから、私が、数年前の大王火災の時には、消火栓で接続して放水したけれども、思うように放水できなかったということが現実として起こっていました。ですから、管の口径そのものの基準がどうなのかと、あえて課題だということも申し上げました。

ですから、確認したいのは、この消防水利の基準、第3条の1項に能力は書かれています。当時この能力を満たしていた、満たしているという認識なのでしょうか。じゃあ、なぜそういった接続した放水が能力がなかったのかと。これ把握されているのかどうか知りませんが、当時、数年前の分ですから、そういう能力がなかったということで、課題として私も質問した経過があります。ですから、その当時も消防水利の基準第3条の1項の能力は満たしている、しかし別の原因で放水できなかったというふうに理解していいのでしょうか。

議長（北元 豊君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） 下野町の大王の火災の際の消防水利に関する御質問でございます。

これにつきましては、議員の方からもございましたように、消防水利の基準というものがございまして、その3条に先ほど議員から御紹介があったような、毎分1立方メートル

以上で、かつ連続40分以上の給水能力というようなことが書かれてございます。その2項のところのただし書きのところ、管網の1辺が180メートル以下となるように配管されている場合は75ミリメートル以上とするというようなこともあわせて書かれているところでございます。

ここの下野町の当該のところの消防水利につきましては、管経が250ミリメートルの本管から地区全体を管経100ミリメートルの配水管が網の目状に布設されており、これは消防水利の基準に沿って整備されているものというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 松本議員。

13番（松本 進君） 第1条の、今さっき言った消防水利の件ですけれども、放水能力が基準どおり満たしていれば、十分そこでの火災の現場で放水できたし、一刻も一秒を争う消火活動ができたというふうに思うのです。ですから、その部分が、もう一度その能力があったというような基準に基づいているということについては、またいろいろ検証して頂きたいと、また質問したいと思います。

それと、気になるのは、こういった消防事務、委託しておりますけれども、竹原市でこの消防事務を扱う事務分掌が総務部の所管で、今部長が答弁されております。

ここで一点だけ確認しておきたいのは、こういった消防活動、救急活動については、専門的な知識なり訓練なり、そういった今ある消防力をどう統括して役立てるか、救急活動、消火活動に役立てるかということでは、先ほど私もあえて消防本部があるところのことを申し上げました。消防に関する知識や技能習得訓練を受ける、そしてまた高い見識等を有する、そういった竹原市の災害担当、消防事務を扱う担当では、ここに上げたような一般的に消防有資格者といいますか、消防活動に関する、救急活動に関する有資格者が置かれて担当しているというふうに理解していいのでしょうか。

議長（北元 豊君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） 総務課の方の防災係の担当しております事務につきましては、市長の御答弁の中でも申し上げておりますとおり、災害防止対策の総合調整、それから消防団事務、消防水利施設の設置及び維持管理に関することを所管をしています。議員が言われる専門的な部分、いわゆる常備消防に関わる部分、こういったものにつきましては、東広島市消防局の方へ本市の常備消防については事務委託をしておりますので、そちらの

方で見て頂いているということになります。

実際に災害等があった場合については、当然、災害対策本部が設置されれば、その際には竹原消防署長が本部に入って頂いて、本部員として専門的な見地からいろいろ御助言を頂くなり、指導をして頂くなりということは、当然あるというところでございます。

以上です。

議長（北元 豊君） 松本議員。

13番（松本 進君） 繰り返しになるような感じになるけど、私が聞いたのは、総務部で防災担当で消防事務の事務分掌があると、竹原市が管轄する消防事務の消防活動の専門的な知識を持っている人が配置されているのかどうか、そこだけを聞いたわけです。

議長（北元 豊君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） 基本的には常備に関する専門的な部分というのは、繰り返しの答弁になりますけれども、常備消防の方でやって頂くということになるというのがございます。ただ、今、防災係の方へは、以前竹原消防署長をしておられました方に来て頂いているということもございます。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 松本議員。

今のようにきちっと答弁したところを理解をしてください。

13番（松本 進君） きちっと答弁しています。

私は消防事務を扱う竹原市の担当者、専門的な知見をした人が、職員がいるかということ聞いたのですよ。

議長（北元 豊君） だから、それについては。

13番（松本 進君） いるいないは、全然ないじゃないですか。

議長（北元 豊君） それについては、消防局というところで。

はい。次、進んでください。

13番（松本 進君） 私は簡潔に聞いているわけですから、その指摘を明確に答弁してもらいたいと。

それで、次に移りますけれども、PA連携についてお尋ねしておきたいと。

先ほど説明もあったかと思うのですが、この具体的なPA連携の出動件数というのが、27年度で見れば、救急出動というのが1,400件余り出動されて、そこでPA連携、救急車と消防車が出動するということですね。この連携の出動というのは108件で8%

弱になろうかと思うのです。ですから、そこには全てがP A連携で行っているわけではないですから、その判断が問題が、どういうふうに判断されているのかということで、通信隊、119番の通報を受けて、電話での判断がされて出動すると、8%出動するということになっているわけですから、その判断です。急いで、特に、119番、救急車を呼ぶ場合に、とにかく来てくれというので、呼ぶ方は慌てていろんな分があるでしょうけども、相手の方は冷静に判断されて、どういった状況とか、その現場を、内容をつかまなくてはいけない。それで、内容をつかむ上で、全部P A連携で出動するわけじゃないですから、8%、約1割弱の判断で、ここは必要だからそういうP A連携で行こうとか、あとはいいよとかという判断をされて、結果として1割弱、8%が出動されています。ですから、その判断の具体的な基準というのは、きちっとあって対応されているのかどうかを、具体的な基準なり、報告して頂ければと思います。

議長（北元 豊君） 総務部長。

（「そんなに細かいこと聞くんやったら、事前に言うとか
なだめよ」と呼ぶ者あり）

総務部長，答弁。

総務部長（谷岡 亨君） 今、救急の場合のP A連携についての御質問でございますけど、具体的に、実際司令のところでは電話を受けて、どう対応されているかということについては、私どもは承知はしておりませんが、東広島市の消防局のホームページ等では、こういった場合にP A連携でやっているというようなことが紹介をされております。それによりますと、心肺停止等の重症が予想される場合で、交通状況等により救急隊の現場到着が遅延すると予想される場合、それから中高層建築物等における救急事案で、傷病者の搬出が困難と判断される場合、それから高速道路または国道等の交通量の多い道路において発生した救急事案で、救急隊員及び傷病者等の安全の確保を図る必要がある場合、それから傷害事件等に関わる救急事案で、救急隊員及び傷病者等の安全の確保を図る必要がある場合、その他救急隊のみでは対応が困難と判断される場合というのが、次のような場合にP A連携を行うケースというようなことでホームページの方で紹介をされております。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 松本議員。

13番（松本 進君） なぜこういった質問をするかという面では、市民から、確かに救急出動は求めているけども、消防というのですか一緒に来るということで、いろいろどう

なのかなと、それでいいのかなというのがありましたから、本来明確な基準がないといけ
ないし、そういった対応をされていると思うのですけども。しかし、今答弁ではおかしい
なところもありました。是非、現場でそこで判断して、即そういうPA連携が必要
かどうかを通信隊の方々がそこで判断することになるわけですから、具体的なマニュアル
がないといけないし、その運用を適正にする必要があると思うのです。ということで、是非
調査する必要がある、検討する必要があるということは指摘しておきたいというふうに思
います。

それから、次の質問項目に移りたいというふうに思います。

次は、教育活動についてでありますけれども、主な内容というのは、先生の過重負担と
いいますか、超過勤務といえますか、そういったところが中心になるわけですが、
第1番目に伺ったのは、文科省も人を配置して、発達障害とか、いじめとか、そういった
様々な教育課題、これをするために加配、先生を増やしていくということがありました。
そこで、現在取り組まれている答弁は確かにあったのですけれども、発達障害のところ
も、今介助員がおられます。

私が聞いたかったのは、2017年度からスタートするわけですから、そういった新し
いスタートに当たって、例えば発達障害だったら、今までは介助員しかつけていないとい
うことが、今ありますよね。ですから、新しいというのは、いろんな発達障害の方の課題
をどう解決していくかという面では、確かに身体的な介助という役割も大切なのですけれ
ども、一つは学力の向上そのものも大切な課題です。そこには、竹原市が今つけていない
ような、教員免許を持った介助、学習支援、これも含めた介助員がいないと、国が目指す
ような発達障害の学力の向上ということにはつながらないと思うのです。ですから、あえ
て国がこういった施策を出しているわけですから、前倒しということになるのかわかりま
せんけれども、少なくとも来年度からそういったことがスタートするということになって
いるわけですから、私は具体的に発達障害のところに対しては、教員免許を持った、学習
支援を含めた介助員が必要ではないかということでお尋ねしたわけですから。竹原市には
そういった該当者が全くいませんよと、ですから今身体介護に対する対応をしていますよ
ということで、今後そういった発達障害の学習支援の対象となるような児童生徒がおられ
る場合は、それに対応して教員の配置といえますか、教員免許を持った介助の配置をする
というふうに理解していいのかどうかをお尋ねしておきたいというふうに思います。

それから、2つ目は貧困の状況をどう把握するのかということで、今答弁があったの

は、準要保護というふうに答弁がありました。ですから、その確認を含めてしたいのは、竹原市の貧困状況の把握をする場合に、竹原市の就学援助などで対応しているような生活保護基準の1.5倍までの所得の人、これを貧困状況というふうに把握していいのかどうか、これが2点目の質問であります。

それから、先ほど発達障害の分で、今後人をどうするのかということをお願いしました。この文科省の2017年度から10カ年でスタートする予定の中期的な学校指導体制という面では、さっきいじめ、非行、発達障害等々、学習課題ということを行いました。それで、竹原市の場合はどうなのかということでは、発達障害の分は特別にお答え願いたいのですが、例えばほかのいじめとか非行とかいろんな課題がありますけれども、そこは今の体制の中で、わかりやすく言えば間に合っているというような言い方で、政府がわざわざ来年度から、いろんな課題がある、適切に対応するために人を増やしてもいいですよということを言っているのに、竹原市の場合は、教育委員会の場合は、今それは先生も頑張っているし、足りているから増やす必要がないというような解釈でいいのかどうかをお尋ねしておきたい。

議長（北元 豊君） 教育次長。

教育委員会教育次長（久重雅昭君） まず、学習支援員の配置の件でございますけども、学習支援員とは、教員免許が要るということもございますので、人材確保が大きな課題ということで考えております。現行、介助員ということで配置をして、子どもたちの支援をしているといったような状況でございます。

国の方が「次世代の学校」指導体制実現構想というのを8月に発表しておりますけども、この状況というのがまだよくわからないといったことがございます。これから予算を確保されて、そういった増員をされるということで、竹原市にどのぐらい加配があるかといったことについてはまだわからないといったような状況でございますので、これについても関係機関と連携を図る中で、増員について要望していきたいというふうに思っております。

それと、貧困対策についてでございますけども、教育長答弁でもございましたように、準要保護の認定率等で把握をしているということで、この準要保護の認定率で把握するといったことも一つの方法ではなかろうかということでございまして、こういった把握をしているといったような状況です。

それとあと、いじめの関係についても、生徒指導の加配を小学校、中学校あわせて6名

を配置しております。これで十分かどうかということでございますけれども、先ほど言いました「次世代の学校」指導体制実現構想ということで、増員されるということもございまして、こちらの方についても、関係機関と連携する中で、増員について要望していきたいというふうに思っております。

議長（北元 豊君） 松本議員。

13番（松本 進君） 次は、先生方の長時間労働の解消の問題というテーマで壇上で質問しました。私も去年も議会でも2回ほど質問しておりますけれども、特に今年の6月3日に教職員の長時間労働の負担軽減策を文科省が発表して、その業務改善ということに取り組んでいます。

端的に、いろいろ教育長なりにお尋ねしたいのは、文科省の指導の中にも書いてあります。本来の労働時間、ここに先ほど壇上でも申し上げましたけれども、教職員が本来の労働時間で退校することを目指すという、文科省の目標としてあります、現実はいろいろ厳しさもあるのですけれども。ですから、竹原市教育長が考える、教職員が本来の労働時間、退校する時間ということですから、実現云々は別として、そこの目指す目標として、文科省が示すような時間、何時に先生方が学校に出勤して、何時に学校を退校する、これを目指すのかと。これを基本的な問題ですからお尋ねしておきたい。

議長（北元 豊君） 教育長。

教育長（竹下昌憲君） 松本議員さんの御質問は、本来あるべき入校時間あるいは退校時間はどのように考えるかということでございますが、本来、学校で定めた勤務時間、始まり前そして時間終了、その時が基本的な入退校時間であるというふうに考えております。そのために、今どのようにしたらよりその時間に近づけるかということ、国、県の指導を受けながら模索、実践をしているところでございますので、御理解のほどをよろしくお願い致します。

議長（北元 豊君） 松本議員。

13番（松本 進君） ちょっと今の説明で、補足になるのですが。学校で定めた入校時間、退校時間、これ合わせたら何時間になりますか。

議長（北元 豊君） 教育次長。

教育委員会教育次長（久重雅昭君） これは、7時間45分ということになると思います。

（13番松本 進君「休憩時間は」と呼ぶ）

休憩時間が45分ということになります。

議長（北元 豊君） 松本議員。

13番（松本 進君） 基本的にはそういった目指すべき入校時間、退校時間というのは確認しました。現実には厳しいようですし、私が昨年9月議会で質問した時には、去年の7月現在の資料ですけれども、1日4時間超というのですか、これが1件、竹西小学校での先生方の長時間労働と申しますか、いうのがありました。もう一つは、忠中と竹原中学校にそれぞれ一人一人、2つの学校で各1名ずつ4時間を超える状況がありました。こういった状況は即刻改善されたのでしょうか。それと、3時間以上残業するといえますか、これは小学校で合わせて19人おられます。それから、中学校では3時間以上残業した人が10人おられました。

私は去年9月の質問の時に1日4時間、これが1人、小学校、中学校では2人いる。これは無条件に即刻対策をとって解消すべきだということを申し上げました。この結果と、3時間以上の分は、去年の資料ですけれども、小学校で19人、中学校で10人、1日3時間超える残業がありました。こういった問題の解決は、今どうなりましたか。1年ぐらいたって、業務改善を具体的にやって、こういった4時間以上の場合には過労死を超えるあれです。先生の労働時間という概念がちょっと違うけれども、厚生労働省などでも、45時間を超えるそういった仕事というのは、軽減しなくてはいけないのじゃないかということも、今だんだんだん言われております。先ほど、文科省の、去年の6月の業務改善を通知したということも言われておりますから、この2件、4時間超える、3時間超える、こういった竹原市の現状を、1年たっておりますけれども、具体的にどう軽減されているのでしょうか。

議長（北元 豊君） 教育次長。

教育委員会教育次長（久重雅昭君） 教員の勤務時間ということなのですが、我々が今まで申し上げているのは、時間外の在校時間ということで申し上げております。この時間外の在校時間と申しますのは、学校の入校時間から退校時間までの在校時間から、先ほど申し上げました勤務時間の7時間45分と休憩時間の45分を引いたものということでございまして、これがすぐ超過勤務になるということはこれまでの説明でも申し上げておりますけれども、そういった在校時間と勤務時間は違うということでございます。

その時間外の在校時間を減らす、削減をする取組としては、教育長答弁でも申し上げましたとおり、県に要望等をして加配等も頂いております。これは今現在で18名、加配の

措置をして頂いております。また、それ以外に、学校統合、教育上特別配慮等で、3名の勤務時間制の非常勤の措置を頂いております。また、地域の指導者に外部講師ということに来て頂きながら、そういった負担軽減もしているといったこともございます。また、教務事務支援員、これが3名配置しておりますけども、昨年1名から2名増員をして頂きまして、今年度は3名ということで、そういったことで、教員が児童に関わる時間の確保につながっているといったところでございます。

あと、市としましては、ICTの活用ですとか、指導要録の一部電子化、押印の省略等も行いまして、負担軽減を図っております。また、部活につきましても、外部指導者等にもお願いをしまして、負担軽減を図っているというような状況でございます。

以上です。

議長（北元 豊君） 松本議員。

13番（松本 進君） これ、今から紹介したいのは、去年7月28日付の読売新聞に載ってました。教員在校12時間超。12時間を超えているよということで、これは一つの首都圏の例ですけれども、私はさっき言った時間のことも、竹原市の現状も言いました。これは読売新聞に載った例では、学校に出勤しているのは6時40分、これは首都圏の公立中学校の43歳の男性、朝7時前には出勤するよということで、6時40分に出勤すると。それで、退校するのは何時かというのは、具体的に20時30分になっていきます、退校時間が。それで、帰宅して、食事して、21時30分から2時間、教材の研究、準備。就寝は23時30分なのです。次の朝が4時半に起床ですから。この人が全部全てではないのかもしれませんが、一つの取材として、教職員の実態はこういうことがあるのです。

ですから、私が入校時間とか退校時間とかあえて聞いたのは、先ほど今言われました、7時間何ほと休憩時間を含んだ時間を超える場合は、もうおかしいわけです。今あなた方、残業という概念がいろいろ、そこは昨年9月の時で、先生方の給特法の特別な対応がされているということで、残業するという概念そのものがないから、残業ということをやっていたらおかしくなりますから、在校時間ということと言われるけども、実際は先生方の苛酷な実態というのが、この一つの例ですけれども、教員が12時間を超えて学校にいるのですよと。

こんな異常な事態で、もちろん先生方の健康状態も問題ですよ。それは、これがこのまま続いたら、体を壊してしまうと、健康を害してしまうと。そういった先生を放置してお

って、本当に子どもたちに学力の向上とか、健やかな健康なんかができるのですか。これは即刻解決する問題として、私はもう一回、あなた方がきちっと答えてくれんから再質問しなくちゃいけないのです。私は昨年9月の質問した時に、竹原市では1日4時間を超える小学校の先生が1人いるよと、中学校では2校で2名の方が4時間を超えて勤務しているよと。3時間を超える人は小学校では19人もいます。3時間というのは、1カ月にしたら45時間を必ず超えますよ。労働基準法の中でも、きちっとそこは上限として書かれている。しかし、いろいろ三六協定とか、いろいろな課題があって骨抜きというのは、今回の報道なんかもあります。ですから、そういった法の枠と、現実の問題があるわけですから、それはその実態をつかんで、こういった4時間を超える、3時間を超える、こういった先生をこれ以上放置するわけにはいかないという面で、再度、去年聞いたけど、今年また聞いている。

具体的にどういった業務改善をして、この人たちの数がどうなっているのか、そこだけをちゃんと教えてください。4時間を超える人が今でもいるのか、1日3時間を超える人が今でも何人いるのか、それをどうするのかということを知っているのです。

議長（北元 豊君） 教育次長。

教育委員会教育次長（久重雅昭君） 教員の時間外の在校時間については、行事等もございますし、いろんな対応がございますので、在校時間が長くなっているといったようなこともございます。そういったことから、先ほど来から、いろんな改善策を説明をしております。こういったことを着実にやりながら、時間外ですとか、負担軽減に努めていきたいというふうに思いますけども、教員の業務というのは、これを削減すればすぐ時間外が削減されるといったものではなくて、いろんな業務が絡み合っております。授業改善の研究ですとか、保護者対応、また部活等もございます。地域の対応もございます。そういったいろんなことが絡み合っておりますので、なかなかすぐに改善するのが難しいということ、これは県の方とも連携しながら行っていきますけども、国の方も来年度から増員するといったような報道もございますので、そういったことも活用しながら教員の増員について、いろんな要望をしていきたいというふうに思っています。今、様々な対策をしておりますけども、1つずつできることから着実に取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（北元 豊君） 松本議員。

13番（松本 進君） 何回、いろいろ取り組んでいくというのをここであなた方が答弁して、実行が伴ってないじゃないですか、ちゃんと。私が今言ったのは、去年7月には4時間超える人が何人いる、1日3時間超える人がこれだけいる、いろいろ業務改善をやってきて、何人こういった状況を解決したのか、そこはちゃんと答えるべきじゃないのですか。それを聞いているのに、それを答えないから、何回も質問するようにならざるを得ないのです。それはあなた方の責任です。

それとちょっと関連しますから、次の質問しますけども、部活動の負担軽減で、これも文科省はあえて是正措置をやっている。今、答弁で部活動指導員の立場や業務内容など、制度、課題が多いため根本的な改善につながっていないと、部活動の負担軽減の質問をしたら。あなた方の答弁はこういう答弁なのです。これはいいわけしかないじゃないですか。私が去年聞いた時には、壇上で申し上げたような予算、部活動でしたか、二千数百万円のお金が必要。答弁がありました。ここをまず何で実行しないのですか。市長の方が金を出さんというのですか、じゃあ。あれほど連携をしてと行ってから、これだけ先生方が深刻な状況の中で、部活動では二千数百万円あれば予算的にはできる。是非、市長が連携でいうのなら、答えてもらいたいけど。市長の方がオーケーしているけども、教育委員会が人を見つけられないのかと、そういうことでいいのですか。

議長（北元 豊君） 教育次長。

教育委員会教育次長（久重雅昭君） 部活動の外部講師についてでございますけども、昨年、39の部活があつて、それに全て外部講師ということになれば二千数百万円といったようなお答えをしております。それが毎年度かかるということになれば、なかなか負担が大きいということもございますので、すぐできるというのはなかなか難しいと思います。先ほども申し上げましたけども、外部講師については、現在8名の方をお願いをして、全部ではありませんけども、一部のクラブについて、そういった外部講師をお願いして、教員の負担軽減を図っているといったような状況で、そういったことも拡大をしていくということについては、今後の課題だというふうに思っております。

議長（北元 豊君） 松本議員。

13番（松本 進君） 部活動と教員、部活動のあり方の問題も、壇上であえて紹介しました。文科省が、旧文部省が報告書で提言している内容です。休養日の基準というのが示されて、中学生では週2日以上休養日を取りなさいよと。試合が土日で活動する場合は休養日の振りかえを設けなさいと。長期休業の場合は、ありましたけれども、この1、2の

分、2日以上のお休養日とか、土日の振りかえとか、これがなぜできないのですか。このことを明確にお答え頂きたいのと、それから長期休業中はまとまった休養日を設けるということで、竹原市はおおむね1週間実行、1週間程度連続して休暇をとっていると。これは指導だけなのか、確認をされて、1週間以上連続休暇を先生方はとっておられるのか、確認しているのかということをお尋ねします。

議長（北元 豊君） 教育次長。

教育委員会教育次長（久重雅昭君） 部活動の休養についてでございますけども、週1回以上、休養日をとるということで基準を設けて、それに従っております。部活もいろんな大会がございますので、それに向けていろんな活動をしていきたいといったようなこともございますので、なかなか休養日を減らすとかといったようなところも難しい部分がございますけども、試合の後は練習メニューを変更して休養するとかといったような工夫をしながら対応しているといったような状況でございます。

それと、部活なのですけども、先ほど申し上げましたけども、外部講師に頼んだとしても、技術的な指導のみになってしまいますので、全体の管理ということは顧問がやるということで、これは制度的な問題ということがございますので、そういった根本的な課題が解決されなければ、なかなか部活動についての負担軽減というのはすぐにはいかないのかなというふうには思っております。

それと、長期休の関係ですけども、一定には確認をしながら行っているといったような状況でございます。

議長（北元 豊君） 松本議員。

13番（松本 進君） 私の質問に答えられないのでしょうかから、答えてくれていないのかもわかりませんが、私は部活のあり方の問題で、旧文部省の提言、休日の基準というのは週2日以上とりたいよと。しかし、竹原市は1日しかとっていませんよと。1日以上ということで、こっちは2日以上ということになっています。これがなぜ実行できないのか、これ本当にやらなくていいのですかということなのです。振りかえの問題も一緒です。いろいろ難しいとか、あなた説明するのだけれども、本気でこういった改善をするというのが、これはいろいろ議論されて出ている結論なのです。だから、これを放置したら、先生の体も大変だけれども、子どもたちの発達に障害を起すよと、そういった危険があるから、わざわざこの報告書でこういった基準を設けているわけです。ただ、私が思いつきで2日以上休んだ方がええんじゃないのかと、思いつきで言っているのとは違いま

す。旧文部省の学識経験者の方々がいろいろ議論してまとめて、休養日の基準を設けた。しかし、それが実際できていないという現実があるわけです。

それは先生の体も大変になる、部活の分で言えば、子どもたちそのものも健全な身体の発達、心身の発達にも障害しかねない、そういった問題があるから、こういった休養日をきちんと設けなさいよということが出されているわけです。ですから、ここの関係と、竹原市の実際やっていることは違うじゃないか、これを近づける努力をどうするのですかと。ただ、難しいだけで済まされる問題じゃないです、子どもの発達の障害に関わる問題ですから。先生方の健康の問題ですから。この2つを放置して、何が竹原市の教育なのかと、そんなことをつきつけられる問題なのです。

是非、そこは真摯に真面目な答弁をして頂きたい。それと、この連続休暇の問題は、1週間以上とるというのは確認しているのかどうか、そこについてイエスかノーかをお尋ねしておきたいと思います。

議長（北元 豊君） 教育次長。

教育委員会教育次長（久重雅昭君） 部活の休養の関係でございますけども、そういった文科省の基準等はございます。その基準に沿うように、いろんな工夫はしております。例えば、複数顧問制、部活の複数顧問制をできる部活には採用しておりますして、複数で一つの部活を見るといったようなこともしておりますので、それによって負担軽減、休養にもつながってくるというふうにも思っておりますし、その他は外部指導者、根本的なものというのはいろんな課題がございますけども、そういった外部指導者に技術的な指導もしてもらおうといったことで、休養または負担軽減につなげていきたいということでございます。そういったものを、一つ一つ着実にやっていきたいというふうに思っております。

また、長期については、先ほど申し上げた、長期の休暇につきましては、休養につきましては、先ほども申し上げましたけども、一定程度確認をしているといったような状況でございます。

議長（北元 豊君） 松本議員。

質問の前に申し上げます。

時間も近づいておりますので、最後のまとめに入るようにお願いします。

13番（松本 進君） わかりました。

私がこの教育行政のあり方というのは、昨年から特に先生方の長時間過密労働、これがどうしても解消を目指して取り組んで解決していかないと、先生方の健康の問題もそうなの

ですけれども、子どもたちの学習向上とか、学力向上とか、健やかな成長にとっても、欠かせない柱の課題だと思うのです。ですから、いろいろ工夫をされているのでしょうけれども、目に見える形での取組を、是非指摘しておきたいと。

今、これは9月7日の、労働基準法という分ですけれども、国の方も残業規制強化へというようなのがありました。労働基準法では、1日8時間、週40時間です。そして、ここにある1カ月の残業時間の制限も労働時間で書いてあるのです。1カ月45時間を超えてはならないと。書いてあるけども、守られていないと。これを今いろいろ規制するための議論もされているのでしょうけども、教育現場ではこういった給特法によって、労働基準法の概念さえも外されてしまっている。だから、在校時間としか答弁できないという面で、先生方の長時間過密労働は何としても解決すると。

その一つの面としては、クラブ活動なども、具体的に提言しました。だから、市長の方もそういった二千数百万円の、いろいろ人材なども大変ですよ。課題はあるのですけれども、市長としては、教育委員会の方に二千数百万円の、文科省が定める派遣、クラブの派遣ですから、いろんな経験があります。ですから、そういった予算をちょっと用意して、部活動の軽減を図れば、大幅な時間の短縮が可能ですよね。そのところは先生の負担は軽くなるし、それだけ今度は子どもたちの方へ目を向けた授業が可能です。ですから、いじめ、負担、いろんな課題にもやらなくてはいけない、本来の業務があります。ですから、そこに向けることができるわけですから、是非とも市長と教育委員会で力を合わせて取り組んで頂きたいということを指摘して、質問を終わりたいと。

議長（北元 豊君） 以上をもって13番松本進議員の一般質問を終結致します。

14時40分まで休憩します。

午後2時23分 休憩

午後2時38分 再開

議長（北元 豊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

質問順位6番、宇野武則議員の登壇を許します。

12番（宇野武則君） それでは、議長のお許しを頂きましたので、一般質問を行います。

市長におかれては、市長の決断でほぼ大方解決できるものでございますので、答弁よろしく申し上げます。

市長の公約について伺います。

歴代市長は、市長選立候補に当たり、市政全般について諸政策を策定、市民に対して、文書、街頭等様々な形で表明、市民の支持を得る最大の努力を致します。市長就任後は、市民に訴えた諸政策は市民に対する公約であると私は理解しておりますが、市長の御認識を伺います。

2点目として、市長は最近、私との会話の中で、どんな厳しい内容であってもどんどん発言してほしいとの御提言がありました。私は市長の御提言に対して、市勢発展、市民のための行政、議会の良好な発展に大きく寄与するものと、高く評価するものです。あわせて、市長に確認致します。

市長就任3年近くになります。市長選立候補に当たり、前市長との間で後継者としての協議等があったのか、あるいは白紙で選挙を行ったのかお伺い致します。

前市長は、本市発足以来の大型事業である市庁舎移転や子育て支援事業のような不透明な箱物を提起したのみで、突然市長を辞任されました。市長と前市長は事務引き継ぎが行われたと思いますが、前記事業等についてどのような協議が行われ、結論がどうであったのか、市長に伺います。

市庁舎移転について伺います。

現在、市議会において、庁舎特別委員会と私は書いておりますが、現在は公共施設ゾーンということでございます。設置されておりますので、詳細な質問について控えます。前市長は、市庁舎移転についてどのような総合計画、事業経費の構想をもって移転計画を発表されたのか、現在では知ることもできません。合同庁舎には現在も居住権を有する商工会議所が営業しており、市が所有権を取得した場合、会議所の移転費を公金で全額支出することが可能か、市民による訴訟も予定されます。

移転した場合の旧市役所再利用問題、市民館、福社会館等、総合計画を伴う総事業費、財源確保は最大の課題であります。この際、事業の全部を白紙に戻し、議会、市民を含む慎重な協議を重ね、多くの市民が賛同できる結論を求めるべきだと思います。議会の調査特別委員会は、事後承諾機関ではありません。このことは理事者に厳しく指摘しておきます。市長の御見解を求めます。

4点目として、銀行跡地公園について。

用地の総面積。用地購入総額及び3.3平米、1坪当たりの金額。鑑定会社名、どこが依頼したのか。銀行から竹原市へ移転登記の年月日。

子育て支援住宅について。

同じく土地総面積。土地総金額、3.3平米当たりの坪単価。体育館解体費5,000万円。解体費は鑑定会社が積算、どこが依頼したのか。鑑定会社が解体費を積算した実例が他市にはあるのか。土地売却時、再評価2.7%減にした理由。減額金額、誰が調査依頼を指示したのか。

担当部長に伺います。

5点目として、旧たけはらふれあい館について伺います。

本市は急速な人口減とともに、少子化が進行。その対応策として、地域住民、保護者の御協力と議員多数の賛同によって、施設の統廃合を進めてまいったことは御承知のとおりであります。

以上の行政の流れの中で、平成19年、突然たけはらふれあい館が開設されました。19年、20年は民民問題でありますので、議論するものではありませんが、当時の施設運営経費は施設使用料と寄附金でありました。当時の資料から民民の問題でも、運営に多少の疑問を持ったことは事実であります。平成21年、長年市が実施していた福祉関係4事業、教育委員会1事業が、たけはらふれあい館に委託、現在の委託費は2,000万円弱であります。この委託費については、白紙委任なのか、あるいは別途委託契約書によって、委託費の執行が行われているのか伺います。

平成21年、ふれあい館と企業において家賃契約が締結。同施設は築30年余、家賃設定初年度は92万円、4年連続で家賃改定が行われて、現在180万円であります。普通、家賃改定は賃貸人が要求するのが一般的であります。家賃設定は双方の合意によって契約されるものでありますが、契約書では単年度契約、複数年度契約と様々ありますが、現実問題として単年度契約であっても、毎年増額改定のような事例はありません。たけはらふれあい館責任者は何の疑問も抱くことなく、相手の要求に応じて公金の支出が行われている。市長はこのような公金支出が正常な行為と思われのか伺います。

自動ドア4枚（約40万円）が、平成23年修繕が行われている。6月議会において修繕か新品か、なぜ4枚かの質問には答弁ありません。再度伺います。

あわせて、どこの業者が工事を行ったのか伺います。

市は、自動ドア修繕費については民法606条1項及び契約書15条協議事項と答弁されている。私は、昭和12年11月大審院判例の判決文を紹介しました。市民から公金の不当支出として訴訟が提起された場合、判決は明確に大審院の判例が踏襲されることは議

論の余地はありません。市と私の法解釈の相違点は大きい。市長は是非、市の顧問弁護士さんに正しい法解釈を求め、市長の答弁を頂きたいと思います。

以上、壇上での質問を終わります。

答弁次第では自席で再質問致します。

議長（北元 豊君） 順次答弁願います。

市長。

市長（吉田 基君） 宇野議員の質問にお答えを致します。

まず、1点目の質問についてであります。平成25年12月に行われました市長選挙に先立ち、竹原市選挙公報発行条例に基づき、私の政見について取りまとめ、選挙公報に掲載した内容につきましては、市長就任後の私の市政運営についてお示しをさせて頂いたものであると認識致しております。

次に、2点目の御質問についてであります。前市長が退任する意思表示をされた際、後継者を指名されなかったことや、平成25年9月定例会の一般質問において、その旨の見解を答弁されていることについては、周知の事実であります。また、事務引き継ぎにつきましては、本市の施策全般にわたり行った次第であります。私と致しましては、市民から選ばれた議員の皆様が御承認された前市長時代の案件につきましても、しっかりと推進していく必要があるものと認識しております。

次に、3点目の御質問についてであります。市庁舎の移転につきましては、市庁舎をはじめ、市民館、福社会館及び図書館が建築後40年以上経過しており、施設設備の老朽化や耐震強度が不足していることなどの対応が必要な状況であることから、たけはら合同ビルの有効活用とあわせて課題解決を図るため、これまで方針等の検討を行い、推進を図っているところであります。

こうした中で、平成26年第4回定例会において、それまで設置されていた庁舎問題調査特別委員会の調査事項を見直す形で、改めて公共施設ゾーン調査特別委員会の設置を議員発議によって提案され、現在に至っております。この公共施設ゾーン調査特別委員会の設置理由につきましては、市と課題を共有する中で、利便性を追求した公共施設ゾーンを財政面など多面的な視点により検討し、大多数の市民のコンセンサスを得るために、公共施設ゾーンのあり方を調査研究するものとされていることから、議員御指摘のとおり、本委員会は事後承諾機関ではなく、議員の皆様自らが調査研究する委員会であると認識致しております。

市庁舎の移転はコンパクトなまちづくりを進める上で必要な事業であります。その実現には多額の経費を伴うことから、市民の皆様の理解を得ることは非常に重要であると認識しておりますので、今後におきましても、引き続き本委員会の設置理由を踏まえ、お互いの意見をすり合わせながら進めてまいりたいと考えております。

次に、4点目の御質問についてであります。本市は日本有数の塩の産地として、塩田経営を基盤とし、酒造業や廻船業などの経営者によって、意匠にすぐれた大規模な屋敷や神社仏閣などが建造され、重厚な町並みを形成してまいりました。この先人たちが守り続けてきた貴重な文化財や景観を維持向上させ、歴史風情を後世に継承していくため、平成24年度に竹原市歴史的風致維持向上計画を策定し、様々な事業に取り組んでおります。

このうち、銀行跡地につきましては、栄えた町並みの魅力を後世に伝え、普明閣への眺望などの景観向上と憩い、交流の場づくりを目的として、小公園、酔景の小庭を平成26年3月に整備致しました。

この銀行跡地の公園整備において取得した用地の総面積は、449.31平方メートルで、用地購入費総額及び1坪当たりの単価は、購入費総額が2,619万4,773円で、1坪当たりの単価が約19万2,000円となっております。

また、不動産鑑定会社は、株式会社中央鑑定所で、市が依頼したものであり、本市への移転登記は、平成26年2月12日になされております。

子育て世帯向け地域優良賃貸住宅につきましては、コンパクトな住みよいまちづくりの実現と、子育て世帯の中心市街地への定住を促進するための、民間事業者が建設した住宅を市が借り上げ、供給するものであります。

本事業に係る土地の総面積は2,468.6平方メートルで、総金額は、更地として見込んだ土地の評価額として、平成26年6月の評価額では8,095万3,600円で、坪単価が約10万8,000円であり、建物については、建築後50年が経過した、旧耐震基準の建物であり、老朽化が進んでいたことから、価値がないものとして、建物の解体経費を差し引き、2,800万円、坪単価で約3万7,000円となっております。

体育館の解体費約5,000万円につきましては、国土交通省の不動産鑑定評価基準第1章第2節において、建物及び敷地の鑑定評価は、「建物を取り壊すことが最有効使用と認められる場合における自用の建物及びその敷地の鑑定評価額は、建物の解体による発生材料の価格から、取り壊し、除去、運搬等に必要経費を控除した額を当該敷地の再有効使用に基づく価格に加減して決定するものとする」と示されており、これに基づき、不動

産鑑定士が積算し、不動産価値として解体費を控除したものを評価額としたものであります。

また、県内での事例を全て把握できておりませんが、鑑定会社が解体費を積算した事例については、3件あるものであります。

土地売却時の再評価を2.7%の減とした理由につきましては、第1回目の鑑定評価時から期間が経過し、固定資産評価基準による路線価の改定の影響を踏まえ、評価の時点修正を市が依頼したものであります。この意見書によりますと、土地については、下落基調で推移していることから、土地評価額が減額となっているものであります。

次に、5点目の御質問についてであります。NPO法人ふれあい館ひろしまに委託している各事業につきましては、委託契約書により契約を締結し、委託料の額の範囲内において事業を実施しているところであり、各事業の実施に当たっては、関係法令及び実施要綱、その他市が定めた業務仕様書を遵守の上、行うこととしております。

賃貸借料につきましては、平成19年度の事業開始当初においては施設所有者が同法人の設立趣旨に賛同し、事業運営を支援することとして、一定期間無償貸し付けすることとされ、その後事業の継続性などから、同法人と施設所有者の双方で協議した結果、一定の額の賃借料を負担していくこととして、平成21年度以降、段階的に各年度賃貸借料を定めたものであり、平成24年度から現在の賃貸借料に至ったものと認識しております。これについて、本市と致しましては、建物の規模等から判断し、適正な額であると認識しており、適切に執行しているものと考えております。

自動ドアの修繕につきましては、自動ドア開閉のための電動装置の取りかえ修繕を行ったものであり、修繕工事は創建ホーム株式会社が施工したものであります。また、自動ドア修繕に関する民法の法律解釈につきましては、本市の顧問弁護士に協議した上で判断しているものであり、その結果として、法第606条第1項の規定は、任意規定であることから、本件修繕が賃貸借人双方の間で締結している建物賃貸借契約書第15条に規定されている協議に基づき、賃借人が修繕の費用について負担することを双方が合意して行ったものであり、当該年度の当初に本市と受託法人の間で締結した委託契約の委託料の範囲内において、事業の円滑かつ適切な実施に向けた受託法人の裁量の範囲内で支出したものであると認識しております。

議長（北元 豊君） 12番宇野武則議員。

12番（宇野武則君） 再質問の前に、理事者だけではなく、我々も法の原点というもの

を自覚しなくてはならないという意味から、地方自治法第2条、最少の経費で最大の効果を上げなければならないという、このことを我々は重く受けとめなければならないと思います。また、地方公務員法第30条、職員は公共の利益のため、勤務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないというふうにございます。また、憲法92条、この憲法の規定を受けて制定される法律の最も基本となるものは自治法というであります。日本国憲法下では、憲法が直接地方自治を保障し、法律によってそれをゆがめることはできない形になっているものでございます。そういう意味から、我々は絶えずこの法の精神にのっとり行政運営をやっつけていかななくてはならないのではないかとこのように感じております。

そこで、私が過去8件の市を相手に訴訟、監査請求をした事例を、代表的なものを2点だけ簡単に説明しておきます。

公共下水道です。これは市長も御存じだと思いますが、平成元年にできたものです。これを平成3年9月30日、1号汚水幹線建設工事設計委託に関する協定を日本下水道事業団と締結、議決したものであります。私は平成5年3月15日、監査請求、受理されております。平成5年5月12日に請求却下、呉地裁に提訴。その後、竹原市は協定の違法性が明らかとなって、全面白紙に戻したわけであります。その後、平成7年7月7日、現地に決定したものであります。

もう一点は、中四国フェリーの監査請求であります。当然、我々議会からは発言できませんので、資料請求して、監査請求を行ったものであります。中四国フェリー船舶4隻分、燃料入札が毎年3月末に実施、入札後5月、7月、9月10日、不定期に3回以上値上げされておりました。この値上げが不当として、平成3年、5年分を一括請求し、フェリーの監査委員は、期限外であるとの理由で却下。私は呉地裁に提訴。本件監査請求は法第242条2項のただし書きは正当な理由として、呉地裁は受理されました。その受理した事例は、最高裁判例昭和63年4月22日判決の内容であります。場合によっては、複数年度であっても、訴訟の対象になるということが呉地裁の判断でありました。当時の市長はこの判断を受けて、速やかに臨時議会を開催、入札制度の見直し。その後、非常勤特別職への期末手当が違法に支給されておりました、約40名。これも直ちに条例改正したものでございます。

私は、こういう事例をあえて紹介した理由として、我々は長の責任を追及する者ではございません。お互いに過ちは認め合って、そして市民のために働くと、ここが原点である

というふうに私は思っております。

そこで、市長公約についてでございます。

私は、竹原市議会に初めてこの傍聴席に足を踏み入れたのが、有原市長4期16年の最後の最後の議会でありました。大きな体でそちらへ座って、30名の議員から厳しく言われるのを、頭を下げて、自らの政策を遂行していったと、このことが非常に印象に残っております。次に、49年、森川市長、当時はこの方も厳しい財政が予測できなかった。それで、市長の公約以外に真っ先に取り組んだのが、再建団体への危惧から脱却することでありました。見事、いろんな、10年間の職員募集停止、あるいは公有財産の売却等々で乗り切ったと。その後、昭和61年、小坂市長が就任されました。一番先に手をつけたのが、特に竹下知事との関係はよかったものでありますから、20年間塩漬けになっておった仁賀ダムを着手致しました。その目途をつけられた。そして、その後、公共下水とか区画整理を契約されまして、3年で亡くなった。その後、平成元年、中尾市長が誕生しました。この方は、間違いなく小坂市長の後継者として立候補され、そして残された主要事業を着々と推進し、今日まで続いているわけでございます。

私は市長の公約について、内容については詳細に存じておりませんが、市民は市長に期待していたものも大きいのだろうというふうに思っております。任期も1年余りになりました。市長の独断でできるものとして、この1年余の間に職員の意識改革や行財政改革、この2点を実行すれば、間違いなく市長の、私は評価が上がると思うのですが、こういう問題について市民は非常に不満も持っておられますので、その点について市長の簡単な御答弁を頂きたいと思えます。

議長（北元 豊君） よろしいですか。

市長。

市長（吉田 基君） どうも大変失礼致しました。

そごがあったらいけないと思ひまして、確認をしながら。行財政改革は言うまでもなく、持続可能な財政運営が基本中の一丁目一番地になろうかと思ひます。毎月毎月いつも基金残高なり、財政の状況は把握しながら、その枠の中で踏み外さないようにやっていかなければならないということを肝に銘じながらやらせて頂いているつもりであります。

職員の意識改革、これは本当に私も議員生活を長くさせて頂いて、今日市長として、ずっと昔からの状況を見ておりますが、まず自らが範を示していこうという気持ちで対応をさせて頂いているつもりでございます。幸い、幹部の皆さんとそういう中で一つ一つを職

員の皆さんに、職員としてのあり方、同時にそういう基本である、まず私自身も廊下で職員の皆さんに会えば、黙礼なり、朝であれば、おはようという言葉をかけながら、少しずつ、一步一步状況としては、意識的にも進歩しているというふうに思っております。まだまだ至らない点、多々あるということも十分承知はしておりますが、これを初めに頑張っていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（北元 豊君） 宇野議員。

12番（宇野武則君） 次に、庁舎移転ですが、前市長は、のろしだけ上げて、ぱつとやめられたのです。どこか市長としてのあれがあったのだらうと思いますが。私はそういう場合は、普通は白紙に戻して、何にもまだ前に進んでおらんのだから、後継者をつくって、改めて事業の継続をお願いするという手法と、全く手つかずで、私は商工会議所の問題もやめる一つのネックになったのだらうと思いますが、こういう政治姿勢というものを初めて拝見致しました。

それから、呉市、東広島市、三原市、尾道市、御承知のように合併特例債が利用できませんし、財源の見込みもある市であります。3年、5年の議論は普通です。まだ、やっておられます。それも市民を含めて、市民からいろいろな意見を頂きながら、そして一つ一つ議会と詰めていく。今東京で情報公開が非常に話題になっております。市長がよく御存じの三原の梅本議長も、議長就任よりすぐ一番先情報公開、徹底した情報公開をして議会を進めるのだということが新聞に大きく報道されています。そういう時代です、今。国も自治体も、その経営の根幹をなすものは、市民の税金ですから。ここを誤った判断で税金を使うことは、断じて許してはならないというふうに思います。

そういう点は、歴代の市長の中でも、3代目市長は非常に厳しい面があった。私が今壇上で市長の決断で、ほぼこの質問は解決できるのだということは、それはふれあい館なんかは典型的な、これから質問しますが。だから、私は、もうちょっと庁舎移転については、骨格をびしゃつと決めて。市民からの話によりますと、いろいろな公の場で、市長、県会議員であろうが誰であろうが、湯崎知事さんじゃないと、結論出せませんから。それから、竹原市がそういう最終的な案を示して、県知事と合意すれば、県知事が議会へ提案するのです。その以後です、頼むのは。予算絡みますので、余り早う早うからというのは、竹原市の頼まれた方も困るし、返事のしようがないと思うのですがね。我々と一緒に議決機関ですから。そういう点は、慎重にやっていかないと、問題が出ると思うのですが、その点について市長の御見解を伺います。

議長（北元 豊君） 市長。

市長（吉田 基君） 庁舎移転につきましては、御存じのとおりでございまして、大変神経を使うことは、私も本当に商工会議所に対しても、県に対しても細心の注意を払いながら交渉を進めております。

庁舎をどうするのかと言えば、基本的な、大きなこの庁舎が市民館も図書館も、もう古いということは御理解して頂けていると思いますので、公共施設ゾーン調査特別委員会で、また私たちの理事者側としての一定の答えが一段一段できた時には、御報告しながらやっていきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願い致します。

議長（北元 豊君） 宇野議員。

12番（宇野武則君） とにかく、市長、もしそれをやるのだったら、主役はあなたですから。骨格が決まらない前に、余り外へ言わない方がいい。竹原市議会があるのだから、竹原市議会の一步一步、小さなことでもこうじゃああじゃあということは報告して、それが市民にアピールできるのだから。我々もあれはどうなっているかというて聞かれて、1年ほど何もないです、わからないよと言うわけにはいかないのです。

だから、県会議員であろうと、大統領であろうと、頼まれたら困ると思う。竹原市の吉田基しかできんのだから、これは。骨格を決めて、予算決めて。それで、これならよかろうというたら、湯崎知事にお願いして、譲渡すると。湯崎知事も、県議会の承認もらうまではできないのです。

（市長吉田 基君「はい」と呼ぶ）

お願いしますよ、それは。返事はええんじやが。

それから、私は商工会議所、これは慎重にやらんと、間違いなしに竹原市と同じように県へ金を出して、それであの3階を取得しておりますので。法的にも間違いなしに権利あるのです。だから、竹原がそのままぱっと買うたら、出てくださいと言うたら、竹原市に請求しますよ。だから、私は、1つは3億円とか、4億円とか、最終決定はわかりません。しかし、この利害関係が集まって、吉田市長、じゃああれを3億円で買うてください、そのかわり5,000万円は移転費ですを商工会議所と3者で合意してやらんと、間違いなしに、私は市民の不満が出ると思う。

今、3億円で買うた。1億5,000万円かかったということになると、それだけ高くて市民の税金から払うわけだから、それはまともに済まんと思う。だから、一番初めの基礎を、ぴしゃっとしとかんと、それはあそこの中にある美術館も創造ホールも、部屋

あのまま使うのよ。一部には、3階であのまま商工会議所おらせたらええというて、3階といたら一番メインのところだから、そういうわけにはいかないと思いますが。そこらを真剣に法を解釈しておかないと、市民のそういった不満が出ると思います。

それから、御承知のように、市役所はこちらに移転した折に、ここの大地主であった竹本氏、桜井氏、梅田氏、市役所は竹本さん、市民館は桜井さん、市民プール、現法務局の跡地ですが、これは梅田さん。これは先ほども申しあげましたように、当時の森川市長が、早急に代替地つくるから、梅田さん、これ売らしてほしいと言って同意をとったのです。今、10センチ角のポールが1本、これぐらいのが立っているがね。それは寄附した人は、なかなかそうはいつでも、これは頭の隅に残っていると思います。だから、絶対にこの寄附の地、寄附してくれた人の厚意を無にせんように。ここへ寄附してくれたからここへ移転して、この周辺が開けた歴史が絶対あるのですから。その点は市長も頭の中にしっかりと置いて頂きたいと思います。

実際、27年の合同庁舎の大きな写真、中国新聞の発表がありました。7月の、あそここの福祉会館です。国道を渡ってくる、高齢化社会だから、こちらに固めるのですという文章がありました。しかし、それなら何で法務局の跡を買うたのかなという。確かに、中電工が移転したから、接続しているから、あそこを買ったというのはまだわかるが、法務局の跡は、国道と道路2つ渡らないといけない。もっと不便なのです。ここらが、私は職員も含めて、もうちょっと基礎的なものは内部でしっかり調査せんと、新聞はこういうように発表した、やることは全然違うのよと言ったのじゃ、あれも8,000万円ですから、そうそう安い買い物じゃないのです。私は、ここらに市長がやめた原因があるのかなというように思います。

27年7月24日の中国新聞。竹原市総合施設建設へ、計画2案が発表されている。これ、吉田市長のころ、発表したのか。説明つかんでしょ。8,000万円も出して、小坂市長時代に、あそこ法務局、買うたのが。この総合施設の中に、そういつて書いているんです。国道渡ったらいけない、こっち3階から4階にするのじゃというて。そしたら、あそこ法務局要らないのでは。8,000万円も税金使うのに、こんなちぐはぐな大体計画やなんかない。基礎、基本が、うれしそうにしよるが。

(市長吉田 基君「いえいえ」と呼ぶ)

基礎がしっかりせにゃ。だから、今職員の意識改革というて、私言ったのです、あえて、再質問の冒頭に。だから、この報道は確かに27年だから、市長の時代だと思います

が、こういうことも、8,000万円も出して、今度あそこへ商工会議所を移転させて、また何千万円もかけて、1億円ぐらいになるのじゃが。宇野さん、その後どのようにするのかというて聞かれるのです。説明のしようがない。

だから、その整合性について、副市長でもええですから、答弁。

議長（北元 豊君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 公共施設ゾーンを含めまして、市庁舎の関係の今後の考え方という部分での御質問だというふうに理解しております。

今ございましたように、施設をどういうふうにしていくかという部分につきましては、行政サービスをどういうふうを提供していくかというところも踏まえまして、それぞれある土地の利用の方法とか、活用の方法という部分を十分吟味させて頂く中で、検討していきたいというふうに考えております。もちろん、議員言われましたように、財政的な部分という部分は大きな負担になる部分でございますので、その部分も含めて、どういう手法がとれるかということも考えながら、検討していきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 宇野議員。

12番（宇野武則君） 次に、4点目の銀行と子育て支援住宅。

銀行の跡地、この登記日を私はあえて聞いたのですが、かつて情報公開請求した折には、面積だけ回答があつて、工事はもう創建ホームへ発注していたのに、この登記日はまだ確定しておりませんので、この金額は出されませんということでした。実際、ここと子育て住宅を比較してみますと、今広銀のところ、これ同じような年代ですから、26年。ここは20万円という土地はないのです、今。この半分である、取引しているのが。私の友達もあそこの工場売ってから、今建て売り住宅じゃが、何軒か建てましたが、これはもっと安い。

それで、子育て支援住宅は、おたくら環境とか何とかかんとか、10ぐらい並べて宣伝したのですが、10万8,000円。それで、再評価減額分は幾らになるのかという質問をしているはずなのですが、幾らになるかお伺いします。

議長（北元 豊君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 御質問、子育て住宅についての、土地価格の減額の質問でしょうか。

こちらにつきましては、第1回目に平成25年10月の鑑定評価時から期間が経過し、

固定資産税評価基準による路線価の改定の影響を踏まえまして、評価の時点修正が平成26年6月に市が依頼したものでございます。この意見書によると、再評価については、竹原市内にふさわしい地価公示標準値の変動を基礎と致しまして、昨今の景気動向を考慮した上で、対象地域の時点修正率を判定されたもので、土地については下落基調で推移していることから、土地価格が減額となっているものでございます。

その額は、当初評価額は8,320万円でありましたが、時点修正によりまして、8,095万3,600円となりまして、224万6,400円の減額となっております。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 宇野議員。

12番（宇野武則君） そこで、同じ、4カ月しか変わらない広銀のところは、再評価をどうしてやらなかったのか。

議長（北元 豊君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 広銀の評価につきましては、25年7月に銀行さんが解体後に測量業務を委託した結果、県、市、隣接者について、公図との現地の相違が判明して、平成25年11月に境界を確定させ、地図構成による公図の修正が必要となったために、こちらにつきましては、土地所有者との協議によりまして、口頭による施工承諾を得て地図訂正が完了した後に登記をしたもので、口頭による契約ということで進めております。

（12番宇野武則君「そんなの、だめや」と呼ぶ）

そういったことで、同年度に鑑定評価をしているということで、特に時点修正は致しておりません。

子育て住宅につきましては、年度がまたがったということで、先ほど市長の答弁にございましたように、固定資産税の評価額の改定の見直しがあったということで、時点修正をしたというものでございます。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 宇野議員。

12番（宇野武則君） そこらがやっぱり、買う折には高く買って、売るには安く売るような行政のあり方はないのよ。もっと性根入れて答弁せにや。

この業者は不良じゃないのか、これは。あそこら20万円も出して買うような者、いない、実際。

次に、解体費5,000万円。国土交通省、不動産鑑定評価基準第1章第2節につい

て、こういう説明では、あなたたち説明になっていません。だったら、全部しなくては、行政だから。つまみ食いしちゃいけない。市民に納得できない。だから、たった1年前に、竹小の体育館、解体している。解体して、7社の指名業者を指名して入札している。その業者が、ここも解体している。竹小は2、200万円ぐらいか。

そこへ、市長、これ250平米ぐらい多い、竹小は。こっちは少ない。解体場所も非常に便利です。広い道路があるから。あつちは小学校もあるから、音は出されんという非常に難しい問題もある。誰が考えても、3、000万円行方不明よ、これは。もっと言ったら、この前も言うたように、同じ業者がやっているのだから、1、300万円で。これ犯罪行為だと思っている、私は。意図的にやったんじゃないかというて。

議長（北元 豊君） 発言には注意してください。

12番（宇野武則君） わかるように説明せえや。

せえて言えや。何、議長が発言ばかりがちゃがちゃがちゃがちゃ言うな。

議長（北元 豊君） 静粛をお願いします。

12番（宇野武則君） 静粛じゃないわ。あなたの議会運営は間違っているのよ。

3、000万円どこ行ったかというのを、説明させなさい。

議長（北元 豊君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） まず、竹小の解体でございますが、竹小については、市が管理している建物ということで、公共事業として発注を致しております。それから、構造的に竹原小学校の場合は、鉄骨造という構造でございます。それから、子育て住宅の旧中学校の体育館の、市立体育館についてはRCの構造でございます。まず構造が違う、解体の単価が違うというのを御理解して頂くのと、それから子育て住宅につきましては、体育館を含めて土地をプロポーザル方式で売却をしたということで、これはあくまでもその時にかかる評価、建物を解体した場合について、どれぐらい評価が要るかということについて、まずは土地の評価を出して、それから建物の解体する場合には……。

（12番宇野武則君「わかっている、黙っとけ」と呼ぶ）

差し引きを引いてプロポーザルをかけたものでございます。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 宇野議員。

12番（宇野武則君） あのね、あなたら何ぼそんなわけもわからんこと言うても、私は広島県の解体業者皆知っているのよ。何の構造が、何違ったからというて、3、000万

円以上の差がどこへ出るのよ。あつちは面積が250平米多いので。だから、その積算出してみなさいや。私が広島県中の解体業者に積算させてあげるから。プロポーザルで、都合がええようにあなたらプロポーザルよ。この基盤整備もそうよ。特定な業者に発注するにはそういうことやりよるのよ。そんな不透明な、あなたらが管理能力があつたら、それでもええんよ。監督能力があつたら、技術者がおつて。丸投げでしょう。普通、議会へ設計図が出たら、2階建てみたいなものに、あげなエレベーターなんか誰もやりゃあへんわ。それ、みんな入居費へかかってくるのだから。

簡単なようなことを言うちやいかんのよ。だから、今この法律を私はあえて読んだのよ。あなたら、責任大きいよ、市長以下、皆。3,000万円の差を説明してみなさい、じゃあ。できないでしょ。構造が何であろうがかんでであろうが、やった人が1,300万円ですとんだから。向こうは入札で2,200万円ですとっているのだから。同じ業者だから。こっちの方が見やすいということよ。そんな理屈もわからんのか。プロポーザルという逃げちやいかんのよ。プロポーザルなんかやるなや、丸投げを。随契と同じよ。

私はこうやって、地方自治法というのは憲法で保障された法律だから、地方自治の根幹法だからね。これをはみ出したような答弁やなんか、絶対私は許さんで。もうちよつと議会に対しては納得できるような答弁しないと。全てが税金になるから。こういうことをしていたら、いつかは落とし穴がある。私は、広銀もこの子育ても、市長からしたら禁じ手なんよ。広銀は前市長が勤めよったところでしょう。こちらは最も業者の近いところじゃない。自分の家も建ててもろうた、と市民から……。

議長（北元 豊君） 宇野議員、発言には注意してください。

12番（宇野武則君） 市民から不審な目で見られるのよ。

だったら、今のさつと3,000万円以上の差額があるのを説明できないでしょ。業者に丸投げして、8,000万円の土地を5,000万円にして、また再評価して260万円も下げて、どこの世界でそんな市民が喜ぶところがあるの。

この問題は、これからまだまだ課題が残りますから。

じゃあ、鑑定会社が3件の実績があるというのは、どういうことですか。

議長（北元 豊君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） まず、市長答弁でございました3件でございますが、鑑定会社が建築物を定着物として評価、算定することは一般的な鑑定業務の範囲であり、当該鑑定会社が近年の公共事業での件数であるというふうにお聞き致しております。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 宇野議員。

1 2 番（宇野武則君） 答弁書書いているのだから、3件の実例がありますと。あったら、その内容を言わないと、わからない、私ら。市長、そう思わんのか。

（市長吉田 基君「はい」と呼ぶ）

3例の実例があるというって、これ文章化しているのだから。市長が呼んで、業者呼んでから、どことどこかというって、今度の議会で答弁してください。文書で出してもらってもいいから。やらなかったら、その積算内容が全然わからんのやから。構造物が何であろうとかんでであろうと、あの体育館はもう30年私は見てきているから。

だから、前の市長に、銀行のところも含めて、そんなことやっちゃいかん、観光ガイドに聞いてみなさい、あそこは橋を渡って観光客が来るか来んか。来ないよ。森川邸なんか古いというだけで、誰も見る者おらんよ。だから、あのプリンスの前をずっと通って帰るよ。私は毎日3回は通るからね、あそこ。根拠がなくて、私は言っていないよ。あれは整理しただけよ、はっきり言って。それがそうでしょう、不穏当発言だというなら、いくらでも私は言うで、痛うもかゆうもないのだから、私は。皆、調べてやっているのだから。

3件の実例というのは、市長名で鑑定会社に聞いてください。その内容は、私が後からまた精査しますから。その点について、市長は確認してください。

議長（北元 豊君） 市長。

市長（吉田 基君） 御指摘頂いた件について、内部で調整して、できるだけ御期待に応えたいとこのように思います。

議長（北元 豊君） 宇野議員。

1 2 番（宇野武則君） 売り言葉、買い言葉になったら、こういうようになるのだが。しかし、市民がこれものすごい関心持っているのよ。8,000万円の土地で5,000万円も解体費というは信じられんのよ。それを見て、実際解体した業者が、いくらいくらでやったのだというて言ったら、3,700万円不明になっているので。だから、ここにあったように、最初。そんなにうれしいのか、市長。

（市長吉田 基君「いえいえ、今言われていることは、大変なことです」と呼ぶ）

そうよ。だから、今言っているように、買うのは高う買って、売るのは安う売って。だ

から、あの際で再評価というようなことをやることそのものがおかしいのよ。26年であっちこっちも売りと買いじゃがね、竹原市が。法務局のところも、それやったのかということになるのだが。皆、墓穴を掘るようになるのよ、その場限りの答弁していたら。私らも20年、あんたのお父さんに仕込まれて、この質問の仕方覚えたのよ。

そこで、最後の質問ですが、ふれあい館。平成19年に開設したのですが、開設者は岩本理事長、橋本事務局長です、当時は。私らも、橋本さんも竹原市役所、教育委員会おったし。施設の使用料と寄附金でした。この時点で、教師、上から目線というのがとれないのかなと思った。ああいうところを開設して、これだけ子どもが、各施設で3分の1は減っている時代に、寄附金でもすぐ集まるのかのという感覚だったのかなというように思います。

しかし、決算書見たら、寄附金なんか0円なのです。使用料が10万円ぐらいあるのですかね。だから、もともと無理なところへ開設したのです。それで、平成19年、20年、無償、管理業者の御理解でというような答弁書があるが。この企業からしたら、5年も10年も売れんといったら、もう足手まといの、我々は塩漬け物件というのですが。私の知った企業が、大阪で毎年700戸以上建て売り住宅を販売しているのです。宇野さん、こんなのが出てくるから、ロスが。競争は激しいし、ええことないのよといって、いつも言われますが。あの建物でも、もしか有利子と、それから固定資産税を5年も10年も払うといったら、間違いなく経営の圧迫資産になるのです。

だから、19年に無償だといっても、総務課の幹部職員のところ固定資産税の免除の申し入れがあったのです。それを、がんと断ったのです。それで、20年の末に理事長は私に、もう移転しようと思っているというて、私にあそこで立ち話で言うたことがあるのよ。それはそのまま、おそらく、誰か仲介して2年買ったのでしょ。誰かと言いはるが、皆わかっているのだが、それ言わんだけ。今度言うたら、また議長に怒られるから。その後、事業が決まって、大広苑で、代議士の会合で会った。宇野さん、固定資産税分を払うて、継続して借るようになりましたというて、私に言うたのよ。それが92万円なのです。

実際、市長、こういうことは冷静に判断しないと。あんな施設へ継続してやって、何のメリットがある。部長は駐車場私が初めやった折、今でも2台置くのよ。あそこ一旦停止だから、2台置かれたら、車ずっと前へ出ないと、駅の方から来る車がわからんのよ。それから、運動場ないでしょ。わしは教育問題は余りやったことがないが、私は3歳、4

歳，5歳ぐらいまでの幼児教育が人間形成の絶対的な時期だと思っている。だから，中央でも，ほかの西幼稚園でも私はずっと回っているが，夏でも水たまりつくっちゃったら，喜々としてやっている。みんなそれが知恵になる。ブランコに乗ったら。こうやったらどう，ああやったらどうというのが，皆ここの知恵の中で発達する。あんな穴みたいなところへずうっと朝から晩まで入れている。東京でも，市長も東京いたのだからよう知っているよ。あの指定外の保育所や幼稚園でも，ずっと運動さすのに皆苦慮している。だから，農地買ったり，山買ったりして，それが幼児教育の中に絶対的に必要だと私は信じている。

そういう点について，市長今後もこの施設を，今旧竹原町に4園ある。保育所が2園，こども園が1園，幼稚園が1園。この前の資料で示したように，平成27年には定員数が大割れよ。西幼稚園なんか140名が49名になっている。これを今度5年たって合併と行った折に，あの企業へ家賃を払っているところを残して，ほかを合併するの。そんな寝とぼけたことはできんでしょ，絶対に。私だったら，すぐ来年半分切れ，それで寄附金でも集めてやれというて。私，今寄附金も3件やっているのです。真面目にやっていますよ，そこは。多いところは30年2万円ずつしている，毎年。それじゃが，当初の目的はそうだったのだから，それで失敗したら早うやめないと。市民の税金をこれだけ子どもが減って，財政の状況がもうどうなるやらわからん時代に，とろとろとろとろやっちゃいかんです。

それは今言うように，私が壇上で言うたように，市長が命令したら，この人ら皆聞かないといかんのだから。今，小池百合子さんが初めて出て1カ月余りだが，皆職員が聞いているでしょうが，ぱっぱぱっぱ。そういう指導力が必要なのです。何もしないでもいいのよ，あなた。あれとあれをやめというて。

市営住宅も，行財政改革というなら市営住宅，1，500平米のところは3軒ほど70年の家を置いて喜ぶような市は，日本中ないです，今。皆，これは広島県のあれだが，これから4，500億円かかるという。広島県，施設を管理するのに。784件ある。30年が42.6%ある。これをどんどん削減するのです，今度はこれから。学校，病院，警察，そういう施設が，三原市もそうです。三原市も，将来建物35%減にする。天満さんはとっととっとやります。ここも築30年が60%ある。今度は更新するのに，48億9，000万円要る。40年から43年では100億円が要るという。もう必然的にこういうものを整理していかないと，竹原市が10年先に5，000人減ったら，県，市の支

出金なんかどうなるの。間違いなしに、それで比例して減ってくるから。当然、竹原市の
税収も減ります。そういう今後の見通しについて、副市長。

議長（北元 豊君） 副市長。

副市長（細羽則生君） まず、1点目は公共施設の今後の管理のあり方を含めての御質問
だと思います。

公共施設の管理のあり方につきましては、人口減少が進む中にありまして、どういうふ
うにしていくかという部分につきましては、今まさに公共施設等の維持管理計画を策定し
ているところでございます。この中で整理をした上で、また情報提供させて頂ければとい
うふうに考えております。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 宇野議員。

12番（宇野武則君） 建設部長、市営住宅、主要部分のドアとか大きな窓とか、主要部
分の修繕には、竹原市、おたくの方の関係担当でやっておられるのか、また家賃改定はど
うのような審議会があるのかどうか。

それから、子育て支援住宅の場合は、維持管理については、どこがやるのか、その2点
について。

議長（北元 豊君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） まず、1点目の御質問でございますが、市営住宅の管理でござ
いますが、市営住宅の維持管理については、構造的な部分については市が管理しているの
で、市の方が修繕で対応しているということでございます。消耗的なもの、例えば水道の
パッキンであったり、電球などについては入居者負担ということでございます。

（12番宇野武則君「どうするのかということだけ」と呼
ぶ）

それから、あと2点目の家賃改定なのですが、家賃改定については、収入に応じて家賃
を毎年改定していくという状況でございます。大きな公営住宅分の家賃改定については、
法改正があれば、その都度その都度条例改正をして、見直しをするというような状況で
ございます。

それから、あと3点目の子育て住宅でございますが、子育て住宅については、一応民間
の建物なので、民間の建物を市が一括して部屋だけを借り上げしているという状況なの
で、管理については全て民間事業者が管理を致しております。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 宇野議員。

12番（宇野武則君） それが一般的な住宅の管理です。このふれあい館みたいに、築30年の家へ、毎年上げると言うたら。本来なら92万円と決めるものは、企業の方から決めてくるのだから、それに同意して家賃を支払うと。支払ったらまた来年上げるといような。だから、子育て支援でも、私いつも言っているように、1万円か2万円で作ってあげなさい。5年ほどで値上げすればいいじゃないかといって、こうなるのよ。そんなことは絶対できんでしょ、行政。しかし、あそこは家賃改定も含めて、自動ドアでも物すごい、ようこんなもんで領収書もらったな思うのだが。二十何万円とあれよ。

私は、2,000万円弱の委託費が相当緩みがあるんじゃないかと、余裕が。その前の前年度の決算見たらゼロになっている、ほとんど。委託費だから、ぴしゃっとしたものをと。この自動ドア修繕した折には、70万円出しているのだから。自動ドアと家賃の値上げ、そんなものに公金が、そんなもうでたらめやっちゃいかんのよ、ほんまに。

それは、子育てのために、頭数で本来は委託費が支払われるべきだろうと思うので。例えば、前年度を対象にして予算を組むとか。おそらく、この協議だ何だといって、わけのわからんこと言っているが。協議や何かで40万円も、50万円も公金から払えるはずがないのよ。ましてや。

これからも高裁、その他の判例を調べて、私もまた次もやりますが、市長こういうものは必ず近いうちに切らないといかんのよ、間違いなしに。60年も70年も80年も、竹原市の幼児教育のために延々として仕事してくれた人を切って、企業の土地、建物を買って、のほほんとやれる時代ですか。だから、市長の決断で何でもできるというように言うのよ。私が6月議会で言うたように、相生市やなんかは、もうそれでやっているのだから。35億円浮き出して、43人の職員首切って、そして35億円を出して11事業の子育て支援へ集中してやられている。それが、やはり特色ある市づくりの原点だと思ひよんですが。

最後に、市長の決意を伺って終わります。

議長（北元 豊君） 市長。

市長（吉田 基君） いろいろと御指摘頂きまして、まことにありがとうございました。今後とも御指導よろしくお願い致します。

終わります。

(12番宇野武則君「終わります」と呼ぶ)

議長(北元 豊君) 以上をもって12番宇野武則議員の一般質問を終結致します。

これをもって一般質問を終結致します。

以上で本日の日程は終了致しました。

9月14日は各常任委員会の付託案件の審査をそれぞれお願いし、15日は13時から議会運営委員会を開催し、9月16日は10時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会致します。

午後3時52分 散会